

## 近世後期における賃借人の脇荷貿易について

—天保7年(1836)を事例として—

石田 千尋

### はじめに

オランダ船が持ち渡った脇荷物は、従来より、オランダ商館長以下の館員や船員の役得として一定額だけ取引が許された私貿易品といわれており、山脇悌二郎氏によれば、日本側文献史料上、「脇荷物」という語の初見は延宝元年(1673)といわれる。<sup>(1)</sup>しかし、この私貿易品の取引である脇荷貿易は、おそらくオランダ商館が平戸にあった時代から慣例的に認められていたと考えられ、日本側では、少なくとも寛文10年(1670)には公認され、<sup>(2)</sup>オランダ側ではそれ以前の1667年(寛文7)には公認されていたという。<sup>(3)</sup>

近世における脇荷貿易<sup>(4)</sup>の継続については、常に問題が付きまわっていた。19世紀前半の文政9年(1826)に新出島商館長として来日したヘルマン・フェリックス・メイラン G.F.Meijlan は、1818年(文政元)の規程で定められた脇荷貿易の制限高(40,000 グルデン)が全く守られていない結果、日本市場にもバタヴィア市場にも商品(脇荷物)があふれ数々の弊害をもたらしていることを指摘した。しかし、脇荷貿易を全て禁止すると、これにより利益を得ている日本人だけでなく、給料の不足分をもつばらこの貿易にたよっているオランダ商館員からも反撥を招くとして、日本にいる館員の間で個人貿易協会 *Particuliere Handelsociëit* を設立して一括運営をおこなうことを計画し、文政10年(1827)から同12年(1829)にかけて3年間実施した。結局オランダ商館内部の対立・抗争により1830年に個人貿易協会は廃止となり、1818年の規程に復すことになる。<sup>(5)</sup>

その後、天保6年(1835)になると、オランダ商館長以下の館員や船員等の私貿易関与・参加は排除され、脇荷貿易はバタヴィア政庁によって決められた賃借人により独占的におこなわれることになる。この脇荷貿易システムの改変に関する開始時期、理由、そして天保6年の日本における取引の実態については、拙稿「賃借人の登場—近世後期におけるオランダ船脇荷貿易システムの改変と実態—」(『洋学』第23号、平成28年)において考察・解明したところであ

るが、この貿易は、政庁と賃借人との間で結ばれた契約 (*kontract*) に基づいておこなわれていた。

本稿は、この天保6年(1835)からはじまる賃借人による脇荷貿易が、翌天保7年(1836)にどのように継続されたのか、オランダ側・日本側両史料を検討しその実態について考察するものである。

### 第1章 脇荷貿易に関する契約書

天保6年(1835)の日本での脇荷貿易の賃借人は、エス・ファン・バーゼル・トゥーラル商会 *de kooplieden S: van Basel Toelaer en C<sup>o</sup>* であったが、翌天保7年(1836)からは、商人ヘーフェルスとファン・ブラーム *de kooplieden Gevers en van Braam* に代わり、天保9年(1838)までの3年間の契約が政庁との間で結ばれた。1835年度の取引に関する契約書は、<sup>(6)</sup>エス・ファン・バーゼル・トゥーラル商会と政庁の一部局である物産民間倉庫局長 *den Directeur van 's lands Producten en Civiele Magasijnen* との間で1835年5月30日に結ばれている。それに対して、商人ヘーフェルスとファン・ブラームと、物産民間倉庫局長との間で結ばれた契約書は、<sup>(7)</sup>そのほぼ1ヶ月後の1835年7月4日付けであり、エス・ファン・バーゼル・トゥーラル商会の貿易が始まる以前に既に結ばれていた。

本章では、1835年度用の契約書(以下、A契約書もしくは(A)と記す)と1836年～1838年度用の契約書(以下、B契約書もしくは(B)と記す)を比較検討し、B契約書がA契約書と比べてどのような点が変更されているのか注目して考察していきたい。

表1はA契約書とB契約書を拙訳の上、比較対照したものである。まず、各条文の要旨と共に、A契約書とB契約書の相違点を簡潔に記していきたい。

(A) 第1条・(B) 第1条: 脇荷貿易 (=カンバン貿易) の譲渡について。

(A): エス・ファン・バーゼル・トゥーラル商会が1835年度の脇荷貿易をおこなう。

(B): 商人ヘーフェルスとファン・ブラームが1836・1837・1838年度の脇荷貿易をおこなう。

表1 1835年度用契約書と1836年～1838年度用契約書の比較対照表

(A) 1835年度用の契約書	(B) 1836年～1838年度用の契約書
<p>第1条 政庁は、<u>エス・ファン・バーゼル・トゥーラル</u>商会に、今まで出島のオランダ商館の職員や、オランダ船船長にそこ〔日本〕で許されていたように、日本での個人貿易、すなわち、いわゆるカンバン貿易の独占権を賃貸借として、<u>今年度の貿易期間</u>、すなわち、これから出港する船が帰帆するまでの間、譲る。</p>	<p>第1条 政庁は、<u>商人ヘーフェルスとファン・ブラーム</u>に、かつて出島のオランダ商館の職員や、オランダ船船長にそこ〔日本〕で許されていたように、日本での個人貿易、すなわち、いわゆるカンバン貿易の独占権を賃貸借として、<u>1836年、1837年、1838年の発送</u>、すなわち、これから出港する船が帰帆するまでの間、譲る。</p>
<p>第2条 それ故、この間、賃借人として認められた商人以外、だれも自由に個人貿易としていくらかの品物を、日本に輸入することも、あるいは日本から輸出することもできない。〔それに違反すれば〕下記のような罰が与えられる。</p>	<p>第2条 それ故、この間、賃借人として認められた商人以外、だれも自由に個人貿易としていくらかの品物を、日本に輸入することも、あるいは日本から輸出することもできない。〔それに違反すれば〕下記のような罰が与えられる。</p>
<p>第3条 エス・ファン・バーゼル・トゥーラル商会は、彼ら〔商会〕の代理をする一人の代理人を日本に派遣できる。また、もしその人と同様に、彼ら〔商会の者〕も日本に出発するのであれば、貿易期間終了後、すなわち船の帰帆時にその船で帰らなければならない。そして、いかなる理由があろうともそこにとどまってはならない。</p>	<p>第3条 商人ヘーフェルスとファン・ブラームは、彼らの代理をする一人の代理人を日本に派遣できる。また、もしその人と同様に、彼ら〔両商人〕も日本に出発するのであれば、貿易期間終了後、すなわち、それぞれの船の帰帆時にそれぞれの船で帰らなければならない。そして、いかなる理由があろうともそこにとどまってはならない。</p>
<p>第4条 今まで、もし、日本の個人貿易に参加が許された職員が、そのために既にオランダから、あるいはどこか他の所からいくらかの品物を受け取ったり、あるいは、注文をしたりしていたか、あるいは出島にまだ在庫がある場合は、職員は、その旨をすぐ賃借人に知らせなければならない。もし、その品物がよい状態であれば、さらに、1835年度の発送に供するのにちょうどよいと期待できるなら、賃借人に譲渡することができる。彼〔賃借人〕は、その場合、バタヴィアまでの費用を加えた、本来の送り状価額と引き替えてそれを買取る義務を負う。そして、日本にある品物は、そのための費用をともなって、それぞれの職員に、一回の発送についてカンバン貿易で与えられた次の配分競争をこえない範囲だけで、やはり賃借人の〔買う取る〕義務がある。</p> <p>商館長……………15,000 グルデン 荷倉役……………6,600 グルデン 自然科学の調査を担当する職員…4,000 グルデン</p>	

(A) 1835 年度用の契約書	(B) 1836 年～ 1838 年度用の契約書
<p>二人の一等事務官、それぞれに 3,000 グルデン            ……6,000 グルデン            二等事務官 ……2,500 グルデン            勝手方 ……500 グルデン            合計 34,600 グルデン</p>	
<p>第 5 条            カンバン貿易のための資金は、物産民間倉庫局長の裁量により、その年の送り状の値で、合計 50,000 グルデン以上になってはならない。そして、賃借人により送り状の写しが彼〔局長〕に提出されなければならない。</p>	<p>第 4 条            カンバン貿易のための資金は、物産民間倉庫局長の裁量により、その年の送り状の仕入値で、合計 50,000 グルデン以上になってはならない。そして、賃借人により送り状の写しが彼〔局長〕に提出されなければならない。</p>
<p>第 6 条  <u>通常、政庁の貿易、すなわちいわゆる会社貿易で受け入れられるすべての品物は、カンバン貿易になることはありえない。さらにまた、貿易品であるウニコールは特にそうである。</u>そして、賃借人自身は、さらにあらゆる禁止から、金塊や銀塊のような日本への輸出入品はあきらめなければならない。もしそうするのであれば、それらの輸出入品は取り上げとなり、その上、状況に応じて取り上げた品物の合計 50 % の価値に達する罰金となる。</p>	<p>第 5 条  <u>通常、政庁の貿易、すなわちいわゆる会社貿易で受け入れられるすべての品物は、年に 1 ピコル賃借人が輸出できる貿易品であるウニコールを除いて、カンバン貿易になることはありえない。</u>そして、賃借人自身は、さらにあらゆる禁止から、日本の役人が点検した限りにおいて、日本への輸出入品はあきらめなければならない。もしそうするのであれば、それらの輸出入品は取り上げとなり、その上、状況に応じて取り上げた品物の合計 50 % の価値に達する罰金となる。</p>
<p>第 7 条            賃借人または彼ら〔商会〕の代理人は、日本でのカンバン貿易に関して、すべての条例、規定、そして慣習に従う義務を負う。そして、その下に、特に、彼らの品物の検査と封印、そして、その売却で長崎会所のために 35 % の税金が課される。同様に、彼ら〔商会〕は、バタヴィアで、日本での個人貿易の商品に対して、習慣的にある今までの割合で、輸出入税の支払いの義務を負う。</p>	<p>第 6 条            賃借人または彼ら〔両商人〕の代理人は、日本でのカンバン貿易に関して、すべての条例、規定、そして慣習に従う義務を負う。そして、その下に、特に、彼らの品物の検査と封印、そして、その売却で長崎会所のために 35 % の税金が課される。同様に、彼ら〔両商人〕は、バタヴィアで、日本での個人貿易の商品に対して、習慣的にある今までの割合で、輸出入税の支払いの義務を負う。</p>
<p>第 8 条            そして、賃借人によって、日本に持ってこられる全ての商品は、カンバン貿易で実際に少なくとも 3 分の 2 が販売されなければならない。そのため、残りの 3 分の 1 は、彼ら〔賃借人〕によってカンバン〔取引〕以外で、彼ら〔賃借人〕が彼らにとって有用な状況に応じて、自己の危険負担として売り払えるように、賃借人の自由処分として残されることが商館長によって守られる。</p>	<p>第 7 条            賃借人によって、日本に持ってこられる全ての商品の内、カンバン貿易で実際に少なくとも 3 分の 2 が販売されなければならない。そのため、残りの 3 分の 1 は、彼ら〔賃借人〕によってカンバン〔取引〕以外で、彼ら〔賃借人〕が彼らにとって有用な状況に応じて、自己の危険負担として売り払えるように、賃借人の自由処分として残されることが商館長によって守られる。</p>

(A) 1835 年度用の契約書	(B) 1836 年～ 1838 年度用の契約書
<p>第 9 条  <u>政庁は、毎年 40 ラストまたは、彼ら〔賃借人〕が、（日本の往き帰りに）彼らの商品の輸送にそれ〔40 ラスト〕ほど必要としないのであれば、船舶の積量の支払いなしで、〔積荷の場所を〕賃借人に提供する。</u>                      その上に、賃借人または彼らの代理人には、出島でのカンバン商品用の倉庫の無料利用が必要に応じて認められ、そして、さらに、政庁の職員に許されているのと同じように、日本に向けての無料の航海と帰航が認められる。</p> <p>第 10 条                      出島に所属する一商館職員が、禁じられている貿易〔に手を出している〕と商館長が確信すれば、賃借人に与えられる独占権のよりよい保証として、カンバン貿易が無くなったことで彼〔職員〕に与えられる補償金が賃借人のために取り上げられ、その上、場合によっては、役職の剥奪をもって罰せられる。                      また、乗組員に責任のあることを了解する船長は、同様の事態〔が起きたら〕、賃借人のために、同様に、彼〔船長〕に与えられた補償金の取り上げをもって罰せられる。</p> <p>第 11 条                      賃借人または彼らの代理人は、日本でオランダカンバン委員という肩書を持ち、そして、商館長によって、そのように日本の当局者に紹介される。</p> <p>第 12 条                      商館長は、賃借人またはその代理人に対して、彼〔賃借人〕により求められているあらゆる情報を与え、彼〔商館長〕の権限下にある保護を授ける。                      それに対して、賃借人またはその代理人は、政庁の代理人として商館長をしかるべく承認し、あらゆる場面で彼に従う義務を負う。</p> <p>第 13 条                      第 1 条で決められた期間の賃借権料として、エス・ファン・パーゼル・トゥーラル商会によって、政庁に、合計 <u>30,000 グルデンの銀貨</u>が支払われる。そして、これにより、彼ら〔エス・ファン・パーゼル・トゥーラル商会〕は、借金があることを認め、バタヴィアの金庫に、1836 年 3 月 31 日、もしくは遅くともその日〔1836 年 3 月 31 日〕より前に支払うことを受け入れる。</p>	<p>第 8 条  <u>政庁は、毎年 40 ラストまたは、彼ら〔賃借人〕が、（日本の往き帰りに）彼らの商品の輸送にそれ〔40 ラスト〕以上必要なら、船舶の積量の場所がある限りにおいて、船舶の積量の支払いなしで、〔積荷の場所を〕賃借人に提供する。</u>                      その上に、賃借人または彼らの代理人には、出島でのカンバン商品用の倉庫の無料利用が必要に応じて認められ、そして、さらに、政庁の職員に許されているのと同じように、日本に向けての無料の航海と帰航が認められる。</p> <p>第 9 条                      出島に所属する一商館職員が、禁じられている貿易〔に手を出している〕と商館長が確信すれば、賃借人に与えられる独占権のよりよい保証として、カンバン貿易が無くなったことで彼〔職員〕に与えられる補償金が賃借人のために取り上げられ、その上、場合によっては、役職の剥奪をもって罰せられる。                      また、乗組員に責任のあることを了解する船長は、同様の事態〔が起きたら〕、賃借人のために、同様に、彼〔船長〕に与えられた補償金の取り上げをもって罰せられる。</p> <p>第 10 条                      賃借人または彼らの代理人は、日本でオランダカンバン委員という肩書を持ち、そして、商館長によって、そのように日本の当局者に紹介される。</p> <p>第 11 条                      商館長は、賃借人またはその代理人に対して、彼〔賃借人〕により求められているあらゆる情報を与え、彼〔商館長〕の権限下にある保護を授ける。                      それに対して、賃借人またはその代理人は、政庁の代理人として商館長をしかるべく承認し、あらゆる場面で彼に従う義務を負う。</p> <p>第 12 条                      賃借権料として、商人ヘーフェルスとファン・ブラームによって、政庁に、合計 <u>35,000 グルデンの銀貨</u>、すなわち、3 年間の合計で <u>105,000 グルデン</u>が支払われる。そして、これにより、彼ら〔ヘーフェルスとファン・ブラーム〕は、借金があることを認め、バタヴィアの金庫に、〔次の〕3 回の期限に支払うことを受け入れる。すなわち、1837 年 5 月 31 日、もしくは遅くともその日〔1837 年 5 月 31 日〕</p>



(A) 1835 年度用の契約書	(B) 1836 年～ 1838 年度用の契約書
<p>第 1 4 条 政庁は、この賃借年に、将軍や幕府高官や長崎の役人達の注文に応じて、10,000 グルデンを超えない購入金額の商品を会社貿易の商品とは別に、日本に送る権限を維持する。</p> <p>第 1 5 条 バタヴィアもしくは日本で起こりうるこの賃借条件の解釈のためのすべての論争は、二人の仲裁人によってバタヴィアで決められるが、その内の一人は物産民間倉庫局長により、もう一人は賃借人により任命される。そして、二人の仲裁人が互いに同意が得られない場合、その上に立つもう一人の仲裁人を選び、彼の裁決が最後の決断として決定となり、その時は、契約当事者らは、上告あるいは同種のあらゆる法的手段を放棄する。</p> <p>第 1 6 条 この契約の誠実な維持のために、賃借人は彼らの人員と品物を担保する。そして、この契約から三通同内容のものが作成され、その内一通が賃借人に手渡され、二通は必要に応じて政庁に保管される。</p>	<p>より前に 35, 000 グルデンを。1838 年 5 月 31 日、もしくは遅くともその日〔1838 年 5 月 31 日〕より前に 35, 000 グルデンを。1839 年 5 月 31 日、もしくは遅くともその日〔1839 年 5 月 31 日〕より前に 35, 000 グルデンを。</p> <p>第 1 3 条 政庁は、それぞれの賃借年に、将軍や幕府高官や長崎の役人達の注文に応じて、10,000 グルデンを超えない購入金額の商品を会社貿易の商品とは別に、日本に送る権限を維持する。</p> <p>第 1 4 条 バタヴィアもしくは日本で起こりうるこの賃借条件の解釈のためのすべての論争は、二人の仲裁人によってバタヴィアで決められるが、その内の一人は物産民間倉庫局長により、もう一人は賃借人により任命される。そして、二人の仲裁人が互いに同意が得られない場合、その上に立つもう一人の仲裁人を選び、彼の裁決が最後の決断として決定となり、その時は、契約当事者らは、上告あるいは同種のあらゆる法的手段を放棄する。 <u>さらに、賃借人らは、日本の役人に間接的であれ、直接的であれ、この賃借〔問題〕にかかわってもらうことができないことを宣言する。</u></p> <p>第 1 5 条 この契約の誠実な維持のために、賃借人（並びに彼らの保証人）は彼らの人員と品物を担保する。そして、この契約から三通同内容のものが作成され、その内一通が賃借人に手渡され、二通は必要に応じて政庁に提出される。</p>

- 出典・ (A) ~ Kontrakt onder nadere goedkeuring der Regering gesloten tusschen den Directeur van 's lands Producten en Civiele Magasijnen namens het Gouvernement en de Kooplieden S: van Basel Toelaer en C<sup>o</sup>. krachtens de autorisatie verleend bij Resolutie van den 23<sup>o</sup> Meij 1835 N<sup>o</sup>. 1. [Japan Portefeuille N<sup>o</sup>. 33. 1835] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1456 (K.A.11809) . (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-3) .
- ・ (B) ~ Kontrakt onder nadere goed keuring der Regering gesloten tusschen den directeur van 's Lands Producten en Civiele Magazijnen namens het Gouvernement en de kooplieden Gevers en van Braam: krachtens de autorisatie verleend bij Resolutie van den 26 Junij 1835 N<sup>o</sup>. 19. [Japan Portefeuille N<sup>o</sup>. 34. 1836] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A.11810) . (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-13) .

註・ 下線部は注目点として筆者が付した。

近世後期における賃借人の脇荷貿易について

- (A) 第2条・(B)第2条：賃借人の独占権について。  
(A)・(B)：同内容。
- (A) 第3条・(B)第3条：代理人の派遣と帰帆の厳守について。  
(A)・(B)：同内容。
- (A) 第4条：今まで脇荷貿易に参加が許されていた職員が事前に用意していた私貿易品を賃借人が買い取る義務について。  
(A) のみの条文で、(B) には存在しない。
- (A) 第5条・(B)第4条：脇荷貿易のための資金の上限について。  
(A)・(B)：同内容。
- (A) 第6条・(B)第5条：賃借人に対するの禁止事項と罰則について。  
(A)：会社貿易品(＝本方貿易品)は、脇荷貿易品にはならず、ユニコールは特にそうである。  
(B)：会社貿易品(＝本方貿易品)は、年に1ピコル賃借人が輸出できる貿易品であるユニコールを除いて、脇荷貿易品にはならない。
- (A) 第7条・(B)第6条：脇荷物にかかる日本とバタヴィアでの税の支払いについて。  
(A)・(B)：同内容。
- (A) 第8条・(B)第7条：賃借人持ち渡り商品の販売方法( $\frac{2}{3}$ は脇荷取引、 $\frac{1}{3}$ は自由処分)について。  
(A)・(B)：同内容。
- (A) 第9条・(B)第8条：賃借人とその商品に対する航海中と日本滞在中での優遇措置について。  
(A)：商品輸送時、船舶の積量を40ラストまで支払いなしとする。  
(B)：商品輸送時、船舶の積量を場所がある限りにおいて、40ラスト以上でも支払いなしとする。
- (A) 第10条・(B)第9条：商館職員・船員の禁止事項について。  
(A)・(B)：同内容。
- (A) 第11条・(B)第10条：賃借人の日本での肩書きについて。  
(A)・(B)：同内容。
- (A) 第12条・(B)第11条：商館長と賃借人との関係について。  
(A)・(B)：同内容。
- (A) 第13条・(B)第12条：賃借権料の支払いについて。  
(A)：賃借権料として30,000グルデンの銀貨の支払い。  
(B)：賃借権料として年に35,000グルデンの銀貨の支払いで、3年間で合計105,000グルデンの支払。
- (A) 第14条・(B)第13条：注文品(＝誂物)について。  
(A)・(B)：同内容。
- (A) 第15条・(B)第14条：賃借に関する論争時の解決策について。  
(A) には記されていない条文として、(B) には、日本の役人が賃借問題にはかかわらないことを記す。
- (A) 第16条・(B)第15条：契約と担保について。  
(A)・(B)：同内容。
- 上記のことより、特に注目される(A)(B)の相違点として次のことが挙げられる。  
○A 契約書第4条がB 契約書では削除されている。1835年度が賃借人による脇荷貿易の初年度であったことより、(A) 第4条は、オランダ商館長以下の館員に対する譲歩策として結ばれたものと思われ、賃借人による脇荷貿易が周知される翌1836年度からは、この条文は削除されることになったのであろう。  
○A 契約書の第6条では、ユニコール(一角)は脇荷物として許されなかったが、1836年度からは(B 契約書第5条)、1ピコルの輸出が許されるようになった。ユニコールは高価な薬品(解毒薬)であり、誂物などでは以前から輸入されており脇荷物としては扱われてこなかったが、1836年度からは賃借人が持ち渡ることが許された。  
○A 契約書第9条では、賃借人の商品輸送は40ラストまで賃借人の支払なしで済まされていたが、1836年度以降(B 契約書第8条)ではスペースがある限りにおいて40ラスト以上でも支払なしと決められた。商品輸送に関して、より優遇措置が取られるようになったことがわかる。  
○A 契約書第13条では、賃借権料が30,000グルデンの銀貨であったが、1836年度以降では(B 契約書第12条)、年35,000グルデンの銀貨に増額されている。上記の優遇措置と対極に位置づけられる条文といえよう。  
○A 契約書第15条では記されていなかった、賃借問題に関して日本の役人がかかわらないことが、B 契約書第14条では明記された。
- 以上、A 契約書に比べて、数点の変更がみられるB 契約書に基づいて、天保7年(1836)から同9年(1838)にかけて賃借人(商人ヘーフェルスとファン・ブラーム)による脇荷貿易がおこなわれたものと考えられる。以下、第2章においては、天保7年の脇荷貿易について現存するオランダ側・日本側両史料を提示検討の上、随時、契約書に照合しながら考察を加えていきたい。また、第3章では、天保7年より賃借人に持ち渡りが許されたユニコールの取引について、さらに、第4章では、脇荷貿易システムが改変されたことによって生

じた出島商館職員および船長に対する補償金制度について考察していきたい。

## 第2章 天保7年(1836)の賃借人による脇荷貿易

天保7年には、オランダ船メリー・エン・ヒレゴング号 *Marij en Hillegonda* が長崎港に入津している。この船には、脇荷貿易の〔賃借〕代理人 *de agent voor den kambang handel* としてリスール *C. Lissour* が乗船してきた。

以下、リスールが持ち渡った天保7年における脇荷物の取引を解明しうる現存の日蘭両史料について紹介していきたい。

まず、オランダ側史料として次の表題を持つ史料を挙げる事ができる。

*De ondergetekenden, pachters van den Japanschen particulieren handel, verklaren mitsdezen per het schip Marij en Hillegonda te hebben uitgevoerd de ondervolgende goederen.*

(日本での個人貿易の賃借人である下記署名者〔ヘーフェンスとファン・ブラーム〕は、下記商品をメリー・エン・ヒレゴング号で輸出したことをこれ〔この書類〕をもって証明する。)<sup>(8)</sup>

本史料は、1836年6月22日付でバタヴィアにおいて作成されたものであり、脇荷貿易賃借人 *pachters* であるヘーフェンスとファン・ブラームの署名をもつ。また、本史料は写しであり、原本と同一の写しであることを証明した物産民間倉庫局委員長フェルミューレン *A.R.Vermeulen* の署名をもつ。

オランダ側は長崎に持ち渡った脇荷物の中から脇荷取引を望む商品を選び、脇荷リストとして提示することになっていた。天保7年の場合、本リストは未詳であるが、それを日本側(阿蘭陀通詞)が翻訳したリストが「崎陽齋来目録」五<sup>(9)</sup>に「脇荷物差出シ」として所収されており、それを表にして示すと表2のようである。上記のオランダ側史料とこの日本側史料「脇荷物差出シ」(商品名のみ)を照合したものが表3である。なお、「脇荷物差出シ」に訳のない商品については当時の訳を参考に〔 〕を付けて拙訳を記した。

表3より、脇荷物の種類や数量に関しては、従来とほぼ変わりはなく、薬品類、硝子器・陶磁器などの食器類、皮革・酒・顔料・時計等々、雑貨・小間物類などからなっているが、ユニコール (*een hoorn*) が持ち渡られていることが特筆される。第1章で述べたように、前年は脇荷物としてのユニコールの持ち渡りは禁止されていたが、1836年からは1ピコルの持ち渡りが許されるようになっていた (B 契約書第5条)。

日付は明記されていないが、バタヴィアでは、

表2 天保7年(1836)の脇荷リスト

積荷目録	
商 品	数 量
脇荷物差出シ	
廣東人參	9 箱
金唐皮	13 箱ト3 丸
ヤハアンス皮	1 丸
花アンペラ	3 丸
オクリガンキリ	4 箱
カナノヲル	3 箱
痰切	5 箱
サルアルモニヤシ	2 箱
エイスランスモス	1 箱
キナキナ	2 箱
ゴルテキスキナ	1 箱
サフラン	350 斤程
ハアルレム油	600 瓶
バルサムコツパイハ	1 箱
ケレモルタルーリイ	1 箱
薬種類	1 箱
甘草	5 箱
テリヤアカ	300 罐
アラビヤゴム	2 箱
レインサアト	6 桶
郡青	1 桶
銘酒	1 桶
焼物類	4 桶
染付鉢類	720 程
硝子器類	12 箱
椰子油	255 箱
白檀	17,500 斤程
藤	102,000 斤程
水牛角	1,500 斤程
鏡類	2 箱
白木綿	2 箱
鼈甲	1 包

出典：「崎陽齋来目録」五  
(早稲田大学図書館所蔵)

*Wij ondergetekende pachters van den Japanschen kambang handel, verzoeken UWEd: Gestr: concent om te mogen afscheepen naar Japan aan boord van het schip Maria & Hillegoenda gezagvoerden D: A: de Jong de onderstaande goederen.*

(日本でのカンバン貿易〔脇荷貿易〕の賃借人である我々下記署名者〔C.リスール〕は、閣下に下記商品をD.A.ドゥ・ヨルグ船長のマリア・エン・ヒレゴング号に搭載し、日本へ輸送することの許しを乞う。)<sup>(10)</sup>

との表題のもと、脇荷貿易品を簡略に記した後、わざわざ、次の文章を添えている。

*De ondergeteekende verklaart dat onder de benaming van medicijnen maar 30 a 40 lb. een hooren zich bevind.*

(下記署名者〔C.リスール〕は、薬種の名のもと

近世後期における賃借人の脇荷貿易について

表3 天保7年(1836)の脇荷物

Goederen	Hoeveelheid	商 品	数 量	仕入(グ'ルデン)
gouldeder	3,500 vellen	金唐皮	3,500 枚	2,700
waarbij een pak lang soortige banen		[その内1包みは細長いものが含まれる]		
kreeftsoogen	800 lb.	オクリカンキリ	800 ポンド	700
bloedsteen	560 lb.	カナノラル	560 ポンド	200
drop	560 lb.	痰切	560 ポンド	220
salamoniac	375 lb.	サルアルモニヤシ	375 ポンド	175
IJslandschen mos	150 lb.	エイスランスモス	150 ポンド	25
kinabast	100 lb.	キナキナ	100 ポンド	150
Ipecacuanha	10 lb.	[イペコハアナ]	10 ポンド	30
een hoorn en eenige stukjes	½ pikol	[ウニコール 一つと断片] 薬種類	½ ピコル	650
saffraan	250 lb.	サフラン	250 ポンド	4,000
Haarlemmerolij	50 dozijn	ハアルレム油	50 ガース	50
cremortart	60 lb.	ケレモルタルーリイ	60 ポンド	24
Arab: gom	125 lb.	アラビヤゴム	125 ポンド	50
gemeene kina	320 lb.	キナキナ	320 ポンド	140
aloë	500 lb.	[芦荟] 薬種類	500 ポンド	100
olij succini	130 lb.	[琥珀油] 薬種類	130 ポンド	130
copaijva	70 lb.	バルサムコツバイハ	70 ポンド	45
magnesia	80 lb.	[マグネシヤ] 薬種類	80 ポンド	75
duivelsdrek	50 lb.	[阿魏] 薬種類	50 ポンド	50
ammoniac	10 lb.	サルアルモニヤシ	10 ポンド	15
balsem peru	4 lb.	[バルサムペーリユ] 薬種類	4 ポンド	15
calomel	5 lb.	[カロメル] 薬種類	5 ポンド	20
hijdschamies	3 lb.	[ヒヨシヤムス] 薬種類	3 ポンド	17
goudzwavel	4 lb.	[ゴートスハーフル] 薬種類	4 ポンド	12
rode precipitaat	10 lb.	[ペレシピタート] 薬種類	10 ポンド	32
ossegal	12 lb.	[オスセンカル] 薬種類	12 ポンド	27
braakwijnsteen	25 lb.	[ブラクウエインステーン] 薬種類	25 ポンド	37
zoethout	36 pikol	甘草	36 ピコル	332
theriac	25 lb.	テリヤアカ	25 ポンド	208
meid lijnzaad	14½	レインサアト	14½	167
Berlijn blaauw	130 lb.	[紺青]	130 ポンド	170
herb digetalis	60 lb.	[ジキターリス] 薬種類	60 ポンド	72
saffraan	57 lb.	サフラン	57 ポンド	830
bleekblauw	180 lb.	靑	180 ポンド	50
likeur	30 vlesje	[リキユル] 銘酒	30 瓶	30
elixer probatum	12 dozijn	[エリキシル] 薬種類	12 ガース	30
tafelservien porcelein	een stel	[卓子道具 焼物] 焼物類	1 セット	102
tafelservien urt	een stel	[卓子道具 [未詳]]	1 セット	85
tafelservien gekleurd, defect	een stel	[卓子道具 彩色、不揃い] 染付鉢類	1 セット	82
tafelservien ouderwetsch porcelein defect	een stel	[卓子道具 古風な磁器、不揃い] 焼物類	1 セット	87
diverse vazen, Kurdertheeserviezen kopjes & schoteltjes, fruit mandjes bekers enz.	—	[様々な壺、卓子道具、こつぶ 鉢、果物籠、ゴブレット、他]	—	222
vergulde halskettingen	3 dozijn	[金メッキしたネックレス]	3 ガース	36
vergulde horlogie kettingen	5 dozijn	[金メッキした時計鎖]	5 ガース	72
ceintuurgespen	40 stuks	[帯メ]	40 本	28
toneel kijkers	3 dozijn	[遠目鏡]	3 ガース	48
brillen	6 dozijn	[鼻目鏡]	6 ガース	48
braceletten verguld	2 dozijn	[金メッキした腕輪]	2 ガース	72
ceinturen van paardehaar	3 dozijn	[馬尾織帯メ]	3 ガース	72
horlogie sleutels & cachetten	5 dozijn	[印判付時計鍵]	5 ガース	102
bonbonieres	6 dozijn	[ボンボン入れ]	6 ガース	36
oorringen, vingerringen met valsche steentjes	10 dozijn	[人造石のついた耳飾り、指輪]	10 ガース	84
spelden	3 dozijn	[留針]	3 ガース	36
kammen met steentjes	1 dozijn	[宝石の飾りの付いた櫛]	1 ガース	62
medicijn flessen	3,000 stuks	[薬瓶]	3,000 個	412
pre: bl. met kraffens	24 stel	[水差し付きの盆]	24 セット	72
gemeene kelkjes	6,000	[並のコップ]	6,000	571
meet glazen	30	[計量ガラス]	30	16
wrijfschalen	16	[すり鉢]	16	21
flacons	15	[匂ひ瓶]	15	32
kraffen	12	[水差し]	12	40
kandelaars	36	[燭台]	36	42
dekselkommen	20	[硝子蓋物] 硝子器類	20	470
likeur kelders	8	[銘酒器]	8	126
etuis met glazen	27½ dozijn	[ガラス入りの小箱]	27½ ガース	81
nat: mortieren	2	[乳鉢]	2	30
flacons	12	[匂ひ瓶]	12	48
fijne kelken in soorten	125 dozijn	[様々な上等のコップ]	125 ガース	850
differente cristalwerken als salade en room kommen, ijsvazen, boterpotten schotels en borden, vazen, zoutvaten bekertjes enz.	—	[サラダ用の鉢やクリーム用の鉢、氷壺、 バター壺、鉢、壺、塩入れ、ゴブレット など様々な硝子器] 硝子器類	—	2,000
hangende en staande horlogien	8	[掛時計と置時計]	8	1,120
horlogien in soorten	40	[各種時計]	40	2,070
spiegels in soorten	12	鏡類	12	180
schilderijen met uurwerk	6	[時計付きの絵鏡]	6	300
wolle dekens	10	[毛布]	10	30
zeemleder	12 vellen	[滑皮] ヤハアンス皮	12 枚	12
woordenboeken	4 exemplaren	[辞典]	4 部	30
telescopen	3	[星目鏡]	3	140



近世後期における賃借人の脇荷貿易について

Goederen	Hoeveelheid	商 品	数 量	仕 入 値 (グ' ル' デ' ン)
microscopen	3	〔虫目鏡〕	3	112
verrekijkers	6	〔遠目鏡〕	6	120
zal compassen	3	〔方針〕	3	25
geneeskundige boeken	—	〔医学書〕	—	120
schenkladen	10	〔盆〕	10	70
muziek dozen	12	〔ヲルゴル〕	12	150
speelwerken en schilderijen & kisjes	4	〔玩具や絵画や小箱〕	4	240
pike	200 ellen	〔ヒケイ〕	200 珉	200
toelenet en gebrocheerde zijde	240	〔未詳 絹織物〕	240	170
merinos, gebloemdestof	4 stukken	〔紋メリノス〕	4 反	170
genzing wortel	22 pikel	廣東人參	22 ビ' コル	1,310
rood catoen	50 stukken	〔赤木綿〕	50 反	800
klapperolie	225 kelders	椰子油	225 箱	900
differente soorten gegoten glaswerken	twee kisten	〔様々な形の硝子器〕 硝子器類	2 箱	550
eau de cologne	100 kisjes	〔匂ひ水〕	100 箱	100
drop	230 lb.	痰切	230 ポ' ント	100
pendules met mecaniek	2	〔置時計〕	2	500
borden	60 dozijn	〔皿〕	60 ダ' ース	96
hanglantaaren	6	〔つりランプ〕	6	8
spiegel'tjes	12	〔小鏡〕 鏡類	12	16
inlandsch leder	16 vel	〔国産の皮〕 ヤハアンス皮 <sup>ホ</sup>	16 枚	80
madapollams	300 stuk	〔土金巾〕 白木綿 <sup>ホ</sup>	300 反	2,100
tjellies	50 stuk	〔チエーリス〕	50 反	600
astralielampen	4 stuk	〔火燈〕	4 個	60
Javasche matten	150	花アンペラ	150	120
sandelhout	180 pikel	白檀	180 ビ' コル	4,500
schilpad	30 catjes	籠甲	30 斤	960
rotting (vide ommezijde)	— pikels	藤 (次ページを見よ)	— ビ' コル	
aardewerk v: 12 pe.	4 serviesen	〔陶器 1セット 12個入〕	4 セ' ット	200
lakahout	5 pikels	〔未詳〕	5 ビ' コル	30
kazuarissen	2	〔ヒクイドリとツル〕	2	150
kroonvogels	8		8	
buffelhoorns	15 pikels	水牛角	15 ビ' コル	140
wagen passementen	6 stukken	〔縁飾り〕	6 反	270
doeken	80 dozijn	〔布〕	80 ダ' ース	480
rotting	1,000 pikels	藤	1,000 ビ' コル	4,500
barometers en thermometers	6	〔気圧計と温度計〕	6	280
horlogies	26	〔時計〕	26	1,540
grote telescoop	een	〔星目鏡〕	1	400
goud leder	2,000 lb.	金唐皮	2,000 ポ' ント	1,750
gestrepte catoenen	100 stuk	〔縞木綿〕	100 反	1,600
kemelshare stof en gewerkte casimier	160 ellen	〔ラクダの毛の織物と加工されたカシミア〕	160 珉	740
vogels, dieren, &c. &c.	—	〔鳥、動物、その他〕 <sup>ホ1</sup>	—	300
				48,102

出典・De ondergetekenden, pachters van den Japanschen particulieren handel, verklaren mitsdezen per het schip Marj en Hillegonda te hebben uitgevoerd de ondervolgende goederen. [Japan Portefeuille N.34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A. 11810). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-13).  
 ・「脇荷物差出シ」(「崎陽齋来目錄」五、早稲田大学図書館所蔵)。  
 註・「脇荷物差出シ」にはオランダ側史料と照合しないものとして「ゴルテスキキナ」一品目がある。(表2参照)  
 ・※1に照合する史料として「當申阿蘭陀船持渡鳥獸覚」(「崎陽齋来目錄」五、早稲田大学図書館所蔵)があり、そこには、九官鳥1羽、頭黒音呼3羽、駝鳥2羽、コロソホル11羽、弁柄鳩12羽、青鳩2羽、鸚鵡1羽、文鳥91羽、文鳥91羽、十姉妹9羽、碧鳥10羽が記されている。  
 ・オランダ側史料では、dito、d、〃 (=同) はそれに相当する単語を記した。

表4 天保7年(1836)脇荷取引以外の取引に予定された商品

Goederen	Hoeveelheid	商 品	数 量	仕 入 値 (グ' ル' デ' ン)
rood katoen	2 kisten met 50 pees	〔赤木綿〕	50 反 2 箱入り	800
gestreep't katoen	2 kisten met 100 pees	〔縞木綿〕	100 反 2 箱入り	1,600
tjellis of kantonetten	1 kist met 50 pees	〔チエーリスすなわちマタフ縞〕	50 反 1 箱入り	600
madapollams	5 kisten met 250 pees	〔土金巾〕	250 反 5 箱入り	2,100
merinos en gebloemde stoff	1 kist met 4 pees	〔紋メリノス〕	4 反 1 箱入り	170
tolmet en gebrocheerde zijde stoff	1 kist	〔未詳 絹織物〕	1 箱	170
gebloemde pikee	1 kist	〔紋ヒケイ〕	1 箱	450
roode doeken	1 kist	〔赤布〕	1 箱	480
muzik doozen	1 kist	〔ヲルゴル〕	1 箱	390
schilderijen met uurwerk	1 kist met 2 pees	〔時計付きの絵鏡〕	2 個 1 箱入り	300
goude, zilverne en koepere horloges	1 kist	〔金時計、銀時計、銅時計〕	1 箱	2,000
bioutuuren	1 kist	〔宝石〕	1 箱	700
pendules en klokken	4 kist	〔置時計と掛時計〕	4 箱	1,800
tellijscoopen, microscopen en kijkers	1 kist	〔星目鏡、虫目鏡、遠目鏡〕	1 箱	372
baromeeters en instrumenten	1 kist	〔気圧計と器具〕	1 箱	400
diverse Nurenburger goed	1 kist	〔様々なニュールンベルグの品〕	1 箱	500
nikanjassen voor eigen gebruik	1 kist met 35 pees	〔ニカニヤス 自分使用のため〕	35 反 1 箱入り	—
keemelshaar en gewerkte casemiere stoff	1 kist	〔ラクダの毛の織物と加工されたカシミアヤ〕	1 箱	740
				13,572

出典：De ondergetekende wenscht de onderstaande artikelen, uit zijn meede gebrachte factuur buiten kambang van de hand te zetten.  
 [Japan Portefeuille N.34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A. 11810). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-13).

近世後期における賃借人の脇荷貿易について

表5 天保7年(1836)脇荷取引された脇荷物

商品番号	商品名	商品名
1	gesleepe grote dekselkom met voet	「切子臺付大蓋物」 カットガラスの足付きの大きい蓋付き椀
2	id. id. id. id.	1 soort 「壹番切子臺付大蓋物」 カットガラスの足付きの大きい蓋付き椀第一種
3	id. id. id. id.	2 id. 「二番切子臺付大蓋物」 カットガラスの足付きの大きい蓋付き椀第二種
4	id. dekselkom met voet	1 id. 「壹番切子臺付蓋物」 カットガラスの足付きの蓋付き椀第一種
5	id. id. id.	2 id. 「二番切子臺付蓋物」 カットガラスの足付きの蓋付き椀第二種
6	id. id. id. id.	3 id. 「三番切子臺付蓋物」 カットガラスの足付きの蓋付き椀第三種
7	id. id. id.	4 id. 「四番切子臺付蓋物」 カットガラスの足付きの蓋付き椀第四種
8	id. dekselkom	1 id. 「壹番切子蓋物」 カットガラスの蓋付き椀第一種
9	id. id.	2 id. 「二番切子蓋物」 カットガラスの蓋付き椀第二種
10	id. id.	3 id. 「三番切子蓋物」 カットガラスの蓋付き椀第三種
11	id. id.	「切子蓋物」 カットガラスの蓋付き椀
12	id. banketkom met voet	1 id. 「壹番切子臺付菓子入」 カットガラスの足付きの菓子鉢第一種
13	id. id. id.	2 id. 「二番切子臺付菓子入」 カットガラスの足付きの菓子鉢第二種
14	id. id. id.	3 id. 「三番切子臺付菓子入」 カットガラスの足付きの菓子鉢第三種
15	id. id. id.	4 id. 「四番切子臺付菓子入」 カットガラスの足付きの菓子鉢第四種
16	id. fruitkommen met schotels	1 id. 「壹番切子皿付菓子入」 カットガラスの深皿付きの菓子鉢第一種
17	id. id. id.	2 id. 「二番切子皿付菓子入」 カットガラスの深皿付きの菓子鉢第二種
18	id. id. id.	1 id. 「壹番切子皿付菓子入」 カットガラスの深皿付きの菓子鉢第一種
19	id. id. id.	2 id. 「二番切子皿付菓子入」 カットガラスの深皿付きの菓子鉢第二種
20	id. id. id.	3 id. 「三番切子皿付菓子入」 カットガラスの深皿付きの菓子鉢第三種
21	id. schootels	「切子鉢」 カットガラスの鉢
22	id. langwerpige schotels	「切子長皿」 カットガラスの細長い鉢
23	id. ovale diepe schotels	「切子百合形鉢」 カットガラスの楕円形の深鉢
24	id. schotels van 6 duim	1 id. 「壹番切子鉢」 カットガラスの〔直径〕6ダムの鉢第一種
25	id. id. id. id.	2 id. 「二番切子鉢」 カットガラスの〔直径〕6ダムの鉢第二種
26	id. id. id. 7 duim	「切子鉢」 カットガラスの〔直径〕7ダムの鉢
27	id. diepe schotels van 8 duim	「切子鉢」 カットガラスの〔直径〕8ダムの深鉢
28	id. id. id. id. id.	1 id. 「壹番切子鉢」 カットガラスの〔直径〕8ダムの深鉢第一種
29	id. id. id. id. id.	2 id. 「二番切子鉢」 カットガラスの〔直径〕8ダムの深鉢第二種
30	id. id. id. id. id.	3 id. 「三番切子鉢」 カットガラスの〔直径〕8ダムの深鉢第三種
31	id. schotels	1 id. 「壹番切子鉢」 カットガラスの鉢第一種
32	id. id.	2 id. 「二番切子鉢」 カットガラスの鉢第二種
33	id. id.	3 id. 「三番切子鉢」 カットガラスの鉢第三種
34	id. id.	4 id. 「四番切子鉢」 カットガラスの鉢第四種
35	id. ovale schotels	1 id. 「壹番切子百合形鉢」 カットガラスの楕円形の鉢第一種
36	id. id. id.	2 id. 「二番切子百合形鉢」 カットガラスの楕円形の鉢第二種
37	id. kommen	1 id. 「壹番切子とんぶり」 カットガラスの鉢第一種
38	gesleepe kommen	2 soort 「二番切子とんぶり」 カットガラスの鉢第二種
39	id. karaffen	「切子銘酒瓶」 カットガラスのデカンター
40	id. kleine flessen	「切子小瓶」 カットガラスの小瓶
41	id. reuk flesjes	「切子匂ひ瓶(薬瓶)」 カットガラスの匂ひ小瓶
42	id. kandelaars	「切子蠟燭立」 カットガラスの燭台
43	id. medicijn flessen	1 id. 「壹番切子薬瓶」 カットガラスの薬瓶第一種
44	id. id. id.	2 id. 「二番切子薬瓶」 カットガラスの薬瓶第二種
45	id. liqueur kranzen	「引提」 カットガラスのリキュール用引提
46	id. id. id. met 2 flesjes	「引提」 カットガラスの2瓶付きのリキュール用引提
47	id. id. id. met 3 flesjes	「引提」 カットガラスの3瓶付きのリキュール用引提
48	gegote glase banketkommen met voeten	1 id. 「壹番硝子臺付菓子入」 型取りガラスの足付きの菓子鉢第一種
49	id. id. id. id. id.	2 id. 「二番硝子臺付菓子入」 型取りガラスの足付きの菓子鉢第二種
50	id. id. id. id. id.	3 id. 「三番硝子臺付菓子入」 型取りガラスの足付きの菓子鉢第三種
51	id. id. id. id. id.	4 id. 「四番硝子臺付菓子入」 型取りガラスの足付きの菓子鉢第四種
52	id. id. id. id. id.	5 id. 「五番硝子臺付菓子入」 型取りガラスの足付きの菓子鉢第五種
53	id. id. id. id. id.	6 id. 「六番硝子臺付菓子入」 型取りガラスの足付きの菓子鉢第六種
54	id. id. dekselkommen met voeten	1 id. 「壹番硝子臺付蓋物」 型取りガラスの足付きの蓋付き椀第一種
55	id. id. id. id.	2 id. 「二番硝子臺付蓋物」 型取りガラスの足付きの蓋付き椀第二種
56	id. id. id. id.	3 id. 「三番硝子臺付蓋物」 型取りガラスの足付きの蓋付き椀第三種
57	id. id. kleine dekselkommen	「硝子小蓋物」 型取りガラスの小さい蓋付き椀
58	id. id. langwerpige id.	「硝子長蓋物」 型取りガラスの細長い蓋付き椀
59	id. id. mostaard vaatjes	1 id. 「壹番硝子辛子入」 型取りガラスの辛子入れ第一種
60	id. id. id. id.	2 id. 「二番硝子辛子入」 型取りガラスの辛子入れ第二種
61	id. id. inktkokers	1 id. 「壹番硝子墨入」 型取りガラスのインク壺第一種
62	id. id. id.	2 id. 「二番硝子墨入」 型取りガラスのインク壺第二種
63	id. id. blaakers	「硝子手燭」 型取りガラスの手燭
64	id. id. zoutvaatjes	1 id. 「壹番硝子塩入」 型取りガラスの塩入れ第一種
65	id. id. bierglazen	「硝子水呑」 型取りガラスのビールグラス
66	id. id. id. met borden	「硝子皿付水呑」 型取りガラスの皿付きビールグラス
67	id. id. zoutvaatjes	1 id. 「壹番硝子塩入」 型取りガラスの塩入れ第一種
68	id. id. id.	2 id. 「二番硝子塩入」 型取りガラスの塩入れ第二種
69	id. id. id.	3 id. 「三番硝子塩入」 型取りガラスの塩入れ第三種
70	id. id. id. met voeten	「硝子臺付塩入」 型取りガラスの足付きの塩入れ
71	id. id. id. schulpfatsoen	「硝子貝形塩入」 型取りガラスの貝形の塩入れ
72	id. id. schotels met voeten	「硝子臺付鉢」 型取りガラスの足付きの鉢
73	id. id. id. schulpfatsoen	「硝子貝形鉢」 型取りガラスの貝形の鉢

販売単価 (カンバンテール)	税抜き後の単価 (カンバンテール)	引き渡し数量	税抜き後の売上額 (カンバンテール)
46.50	30.225	1 stuk	30.225
31.20	20.28	1 id.	20.28
20.80	13.52	3 id.	40.56
17.80	11.57	2 id.	23.14
14.30	9.295	6 id.	55.77
17.78	11.557	4 id.	46.228
16.80	10.92	4 id.	43.68
12.70	8.255	2 id.	16.51
6.70	4.355	2 id.	8.71
6.39	4.1535	2 id.	8.307
5.78	3.757	2 id.	7.514
48.60	31.59	1 id.	31.59
43.80	28.47	2 id.	56.94
31.00	20.15	2 id.	40.30
32.00	20.80	2 id.	41.60
11.09	7.2085	2 id.	14.417
10.09	6.5585	2 id.	13.117
6.08	3.952	13 id.	51.376
3.88	2.522	24 id.	60.528
3.28	2.132	10 id.	21.32
11.00	7.15	2 id.	14.30
43.10	28.015	1 id.	28.015
22.50	14.625	2 id.	29.25
12.36	8.034	2 id.	16.068
9.50	6.175	10 id.	61.75
4.00	2.60	2 id.	5.20
4.90	3.185	50 id.	159.25
5.00	3.25	3 id.	9.75
3.71	2.4115	1 id.	2.4115
2.80	1.82	1 id.	1.82
2.40	1.56	4 id.	6.24
2.14	1.391	3 id.	4.173
1.73	1.1245	5 id.	5.6225
1.70	1.105	2 id.	2.21
2.50	1.625	2 id.	3.25
2.50	1.625	3 id.	4.875
17.00	11.05	4 id.	44.20
13.63	8.8595	2 stuks	17.719
14.80	9.62	12 id.	115.44
6.90	4.485	24 id.	107.64
3.28	2.132	1 id.	2.132
4.68	3.042	4 id.	12.168
5.10	3.315	2 id.	6.63
4.35	2.8275	2 id.	5.655
24.70	16.055	2 stel	32.11
10.08	6.552	2 id.	13.104
11.68	7.592	1 id.	7.592
15.80	10.27	2 stuks	20.54
10.80	7.02	1 id.	7.02
10.00	6.50	2 id.	13.00
8.29	5.3885	1 id.	5.3885
7.60	4.94	4 id.	19.76
6.28	4.082	6 id.	24.492
9.75	6.3375	4 id.	25.35
7.89	5.1285	1 id.	5.1285
8.08	5.252	6 id.	31.512
2.19	1.4235	8 id.	11.388
2.27	1.4755	8 id.	11.804
2.32	1.508	5 id.	7.54
1.70	1.105	18 id.	19.89
2.78	1.807	2 id.	3.614
2.30	1.495	6 id.	8.97
3.10	2.015	2 id.	4.03
2.00	1.30	4 id.	5.20
1.70	1.105	10 id.	11.05
2.23	1.4495	11 id.	15.9445
1.53	0.9945	23 id.	22.8735
1.49	0.9685	8 id.	7.748
0.83	0.5395	10 id.	5.395
1.81	1.1765	25 id.	29.4125
1.61	1.0465	10 id.	10.465
2.70	1.755	3 id.	5.265
1.85	1.2025	6 id.	7.215

にユニコールが30から40ポンドだけ含まれていることを証言する。)

すなわち、1836年に賃借人がユニコールを日本に輸出することは特記すべきことであったわけである。

また、表3に示したように脇荷物の仕入値合計が48,102グルデンであることより、B契約書第4条にいう「カンバン貿易のための資金は、(中略)合計50,000グルデン以上になってはならない」が守られていることがわかる。

次に、上述のように、賃借人が持ち渡った脇荷物は、すべて取引にかけられたわけではなかった。出島において1836年8月4日付で、出島のオランダ商館長(het Neederlandsche Opperhoofd te Decima)に宛てた

De ondergeteekende wenscht de onderstaande artikelen, uit zijn meede gebrachte factuur buiten kambang van de hand te zetten.

(下記署名者[C. リスール]は、下記商品を持ち渡った送り状から取り出し、カンバン〔脇荷貿易〕以外で販売したいと願う。)<sup>(11)</sup>

との表題を持つ史料には、脇荷取引以外での取引を望んでいる脇荷物が列記されている。本史料を拙訳を付して掲げたものが表4である。本表より取引商品に染織類が多いのは、前年度と同様であるが、<sup>(12)</sup>硝子器・焼物類といった食器類や、薬品類が姿を消していることは前年度との相違点としてあげられる。(なお、最終的に薬品類(甘草)は取引商品の中に入れられた(後掲表6参照)。)また、ここにみられる仕入総額が13,572グルデンであることより、総仕入額(48,102グルデン)のほぼ $\frac{1}{3}$ であることがわかる。すなわち、B契約書第7条にいう「3分の1は、(中略)賃借人の自由処分」に従ってのことであることは明らかである。

脇荷取引は、本方取引と違い、オランダ人が持ち渡った商品(脇荷物)を長崎会所において日本商人が直接入札する取引であったが、天保7年の脇荷取引の結果を記した史料としては、オランダ側がNota van afgeleverde Kambang Goederen(引き渡したカンバン荷物の勘定書)<sup>(13)</sup>として残している。本史料には商品番号・商品名・販売単価・税抜き後の単価・引き渡し数量・税抜き後の売上額の順に記されている。商品名については拙訳を付し、本史料を一覧表にしたものが表5である。この表からわかるように商品としては、硝子器類・陶磁器類・金属器類・小間物類・皮類・薬品類などをみることができ、品目数としては、硝子器類が最も多く、次いで陶磁器類、薬品類となっている。税抜き後の売上額を種類別に合計して比較してみると表7のようになる。すなわち、硝子器類・陶磁器類・食器類は全体の15%、薬品類は55%、皮類・小間物類・その他は30%であり、品目数としては上述のように

近世後期における賃借人の脇荷貿易について

商品番号	商品名	商品名
74	id. id. bordjes	「硝子小鉢 (皿)」 型取りガラスの小鉢 (皿)
75	id. id. borden	「壹番硝子鉢 (皿)」 型取りガラスの鉢 (皿) 第一種
76	gegote glase borden	「二番硝子鉢 (皿)」 型取りガラスの鉢 (皿) 第二種
77	id. id. potten	「硝子壺」 型取りガラスの壺
78	id. id. karaffen	「硝子銘酒瓶」 型取りガラスのデカンター
79	id. id. borden van 6 duim	「硝子鉢 (皿)」 型取りガラスの〔直径〕6ダイムの鉢 (皿)
80	id. id. id. van 7 duim	「硝子鉢 (皿)」 型取りガラスの〔直径〕7ダイムの鉢 (皿)
81	id. id. liqeur stellen met borden	「硝子鉢 (皿) 付銘酒器」 型取りガラスの鉢 (皿) 付きリキュールセット
82	id. id. liqeur krans	「壹番引提」 型取りガラスのリキュール瓶用の引提第一種
83	id. id. id.	「二番引提」 型取りガラスのリキュール瓶用の引提第二種
84	id. id. id.	「三番引提」 型取りガラスのリキュール瓶用の引提第三種
85	id. id. flessen met handvatsetl	「硝子手付瓶」 型取りガラスの取っ手付きの瓶
86	vergulde karaffen	「金縁金縁銘酒瓶」 金メッキしたデカンター
87	id. liqeur stellen met borden	「壹番金縁金縁皿付銘酒器」 金メッキした盆付リキュールセット第一種
88	id. id. id. id. id.	「二番金縁金縁皿付銘酒器」 金メッキした盆付リキュールセット第二種
89	geschilderde karaffen	「壹番絵入銘酒瓶」 絵入りのデカンター第一種
90	id. id.	「二番絵入銘酒瓶」 絵入りのデカンター第二種
91	liqeur kelder	「壹番銘酒瓶」 リキュール瓶第一種
92	id. id.	「二番銘酒瓶」 リキュール瓶第二種
93	id. id. met vergulde karaffen	「金縁金縁銘酒瓶」 金メッキしたリキュール瓶
94	doozen met twee flessen	「壹番〔未詳〕」 2瓶入りの箱第一種
95	id. id. id. id.	「二番〔未詳〕」 2瓶入りの箱第二種
96	id. id. een flesje	「〔未詳〕」 小瓶入りの箱
97	vergulde reukflesjes	「壹番金縁金縁匂ひ瓶 (薬瓶)」 金メッキした匂ひ瓶第一種
98	id. id.	「二番金縁金縁匂ひ瓶 (薬瓶)」 金メッキした匂ひ瓶第二種
99	id. id. id.	「三番金縁金縁匂ひ瓶 (薬瓶)」 金メッキした匂ひ瓶第三種
100	id. id. id.	「四番金縁金縁匂ひ瓶 (薬瓶)」 金メッキした匂ひ瓶第四種
101	id. id. id.	「五番金縁金縁匂ひ瓶 (薬瓶)」 金メッキした匂ひ瓶第五種
102	id. kelkjes	「壹番金縁金縁こつふ」 金メッキしたコップ第一種
103	id. id.	「二番金縁金縁こつふ」 金メッキしたコップ第二種
104	id. id. id.	「三番金縁金縁こつふ」 金メッキしたコップ第三種
105	id. glaasjes	「金縁金縁こつふ」 金メッキしたグラス
106	glaasjes	「こつふ」 グラス
107	geslepe kelken met 4 kante voeten	「壹番切子角臺こつふ」 カットガラスの角足付きのコップ第一種
108	id. id. id. id. id.	「二番切子角臺こつふ」 カットガラスの角足付きのコップ第二種
109	id. id. id. id. id.	「三番切子角臺こつふ」 カットガラスの角足付きのコップ第三種
110	id. id. id. id. id.	「四番切子角臺こつふ」 カットガラスの角足付きのコップ第四種
111	id. kelken	「切子こつふ」 カットガラスのコップ
112	gesnedene kelken met deksel	「切子蓋付こつふ」 カットガラスの蓋付きのコップ
113	id. id. met 4 kante voeten	「切子角臺こつふ」 カットガラスの角足付きのコップ
114	kelken met 4 kante voeten	「壹番角臺こつふ」 角足付きのコップ第一種
115	id. id. id. id.	「二番角臺こつふ」 角足付きのコップ第二種
116	id. id. id. id. id.	「三番角臺こつふ」 角足付きのコップ第三種
117	id. id. id. id. id.	「四番角臺こつふ」 角足付きのコップ第四種
118	id. id. id. id. id.	「五番角臺こつふ」 角足付きのコップ第五種
119	gesnede kelken	「壹番切子こつふ」 カットガラスのコップ第一種
120	id. id. id.	「二番切子こつふ」 カットガラスのコップ第二種
121	id. id. id.	「三番切子こつふ」 カットガラスのコップ第三種
122	kelken	「壹番こつふ」 コップ第一種
123	id. id. id.	「二番こつふ」 コップ第二種
124	id. id. id.	「三番こつふ」 コップ第三種
125	id. id. id.	「四番こつふ」 コップ第四種
126	id. id. id.	「五番こつふ」 コップ第五種
127	id. id. id.	「六番こつふ」 コップ第六種
128	id. id. id.	「七番こつふ」 コップ第七種
129	gewone kelken	「壹番こつふ」 並のコップ第一種
130	id. id. id.	「二番こつふ」 並のコップ第二種
131	id. id. id. met 4 kante voeten	「壹番角臺こつふ」 角足付きの並のコップ第一種
132	id. id. id. id. id.	「二番角臺こつふ」 角足付きの並のコップ第二種
133	vergulde kelken	「金縁金縁こつふ」 金メッキしたコップ
134	kleine id.	「小こつふ」 小さいコップ
135	lampglasen	「硝子筒」 ランプの火屋
136	lampglas met voet	「硝子臺付筒」 ランプの足付きの火屋
137	dekselkommen met borden	「鉢 (皿) 付蓋物」 鉢 (皿) 付きの蓋付き椀
138	maatglasen	「硝子葉量」 計量グラス
139	glasen lantaarnen	「切子燈籠」 ガラス製のカンテラ
140	gewone medicijn flesjes	「壹番薬瓶」 並の薬瓶第一種
141	id. id. id.	「二番薬瓶」 並の薬瓶第二種
142	id. id. id.	「三番薬瓶」 並の薬瓶第三種
143	id. id. id.	「四番薬瓶」 並の薬瓶第四種
144	id. id. id.	「五番薬瓶」 並の薬瓶第五種
145	id. id. id.	「六番薬瓶」 並の薬瓶第六種



表7 天保7年(1836)脇荷取引の商品の種類と売上額

販売単価 (カンバンテール)	税抜き後の単価 (カンバンテール)	引き渡し数量	税抜き後の売上額 (カンバンテール)
0.58	0.377	36 id.	13.572
0.93	0.6045	3 id.	1.8135
0.88	0.572	5 stuks	2.86
2.19	1.4235	4 id.	5.694
3.87	2.5155	8 id.	20.124
1.88	1.222	7 id.	8.554
2.28	1.482	12 id.	17.784
6.50	4.225	1 stel	4.225
23.20	15.08	1 id.	15.08
12.50	8.125	2 id.	16.25
8.10	5.265	3 id.	15.795
3.80	2.47	6 stuks	14.82
1.80	1.17	12 id.	14.04
8.81	5.7265	24 stel	137.436
7.88	5.122	17 id.	87.074
1.58	1.027	17 stuks	17.459
1.30	0.845	10 id.	8.45
33.80	21.97	1 id.	21.97
24.50	15.925	2 id.	31.85
14.00	9.10	7 id.	63.70
0.38	0.247	86 id.	21.242
0.38	0.247	9 id.	2.223
0.222	0.1443	218 id.	31.4574
0.547	0.35555	22 id.	7.8221
0.30	0.195	49 id.	9.555
0.25	0.1625	32 id.	5.20
0.23	0.1495	11 id.	1.6445
0.268	0.1742	17 id.	2.9614
0.511	0.33215	271 id.	90.01265
0.405	0.26325	727 id.	191.38275
0.436	0.2834	790 id.	223.886
0.667	0.43355	12 id.	5.2026
0.456	0.2964	5 id.	1.482
1.83	1.1895	10 id.	11.895
1.65	1.0725	80 id.	85.80
1.39	0.9035	127 id.	114.7445
1.19	0.7735	33 id.	25.5255
0.835	0.54275	199 id.	108.00725
1.881	1.22265	5 id.	6.11325
1.581	1.02765	43 id.	44.18895
1.86	1.209	25 stuks	30.225
1.58	1.027	77 id.	79.079
1.52	0.988	36 id.	35.568
1.26	0.819	51 id.	41.769
1.08	0.702	197 id.	138.294
0.49	0.3185	49 id.	15.6065
0.35	0.2275	447 id.	101.6925
0.266	0.1729	1,022 id.	176.7038
0.839	0.54535	555 id.	302.66925
0.588	0.3822	233 id.	89.0526
0.538	0.3497	317 id.	110.8549
0.591	0.38415	77 id.	29.57955
0.56	0.364	113 id.	41.132
0.39	0.2535	872 id.	221.052
0.374	0.2431	514 id.	124.9534
0.31	0.2015	23 id.	4.6345
0.238	0.1547	71 id.	10.9837
0.88	0.572	61 id.	34.892
0.853	0.55445	129 id.	71.52405
0.491	0.31915	231 id.	73.72365
0.70	0.455	275 id.	125.125
3.61	2.3465	3 id.	(7.0395カ) 7.00
4.00	2.60	1 id.	2.60
3.91	2.5415	3 stel	7.6245
0.884	0.5746	20 stuks	(11.492カ) 11.49
5.37	3.4905	6 id.	20.943
0.90	0.585	26 id.	15.21
0.75	0.4875	63 id.	30.7125
0.712	0.4628	389 id.	180.0292
0.651	0.42315	589 id.	249.23535
0.615	0.39975	630 id.	251.8425
0.393	0.25545	404 id.	103.2018

商品の種類	税抜き後の売上額
硝子器類・陶磁器類・食器類 (1～160、175～199、201～274)	8,707.80225 カンバンテール (15%)
薬品類 (304～340)	33,190.305075 カンバンテール (55%)
皮類・小間物類・その他 (161～174、200、275～303、341)	18,125.402425 カンバンテール (30%)
合計	60,023.50975 カンバンテール (100%)

表8 天保7年(1836)脇荷取引以外で取引された商品の種類と売上額

商品の種類	税抜き後の売上額
小間物類・その他 (〔1〕～〔165〕、〔202〕～〔204〕)	6,170.16465 カンバンテール (43%)
染織類 (〔166〕～〔201〕)	7,120.919 カンバンテール (49%)
薬品類 (〔205〕)	1,116.00 カンバンテール (8%)
合計	14,407.08365 カンバンテール (100%)

硝子器類が多いが、売上額では薬品類が最も多いことがわかる。

賃借人が持ち渡った脇荷物の内、脇荷取引以外で取引された品物については、オランダ側に Nota van nadere afgeleverde Kambang Goederen (さらに引き渡したカンバン荷物の勘定書)<sup>(14)</sup>の表題をもつ史料が残されている。表5同様、商品名については拙訳を付して一覧表にしたものが表6である。この表からわかるように商品としては、遠目鏡・鼻目鏡・虫目鏡といったレンズを使用した品々や、時計・オルゴールをはじめとする小間物類、ならびに、染織類などが多くみられ、薬品としては、甘草が一品みられるだけである。脇荷取引同様、税抜き後の売上額を種類別に合計して比較してみると表8のようになる。すなわち、遠目鏡類・時計・オルゴール等の小間物類・その他は43%、染織類は49%、薬品類は8%であり、売上額では染織類が最も多いことがわかる。

表5・表6より税抜き後の売上総額としては、脇荷取引では、60,023.50975 カンバンテール、脇荷取引以外の取引では14,407.08365 カンバンテールをそれぞれ出していることがわかる。前年1835年度と比べて、<sup>(15)</sup>脇荷取引では18,500 カンバンテール弱の増額をみることができる。しかし、脇荷取引以外の取引では、前年度より22,000 カンバンテール弱の減額になってしまう。現存する1836年度のオランダ側史料では、この件に関して十分な史料が残されていないが、おそらく表5・表6以外に取引が存在していたものと思われる。表3で記した脇荷物は、表5「脇荷取引」、および表6「脇荷取引以外の取引」で取引された品々との照合によっても全て処理されていないのである。

翌天保8年(1837)の例であるが、「脇荷取引で販

近世後期における賃借人の脇荷貿易について

商品番号	商品名
146	id. id. id. 7 id. 「七番薬瓶」並の薬瓶第七種
147	id. id. id. 8 id. 「八番薬瓶」並の薬瓶第八種
148	id. id. id. 9 id. 「九番薬瓶」並の薬瓶第九種
149	id. id. id. 10 id. 「十番薬瓶」並の薬瓶第十種
150	gewone 4 kante medicijn flessen 1 id. 「壹番角形薬瓶」並の四角形の薬瓶第一種
151	id. id. id. id. 2 id. 「二番角形薬瓶」並の四角形の薬瓶第二種
152	gewone 4 kante medicijn flessen 3 soort 「三番角形薬瓶」並の四角形の薬瓶第三種
153	id. id. id. id. 4 id. 「四番角形薬瓶」並の四角形の薬瓶第四種
154	ronde medicijnflessen 「丸形薬瓶」丸形の薬瓶
155	4 kante medicijn flesjes 1 id. 「壹番角形小薬瓶」四角形の小薬瓶第一種
156	id. id. id. 2 id. 「二番角形小薬瓶」四角形の小薬瓶第二種
157	id. id. id. 3 id. 「三番角形小薬瓶」四角形の小薬瓶第三種
158	id. id. id. 4 id. 「四番角形小薬瓶」四角形の小薬瓶第四種
159	id. id. id. 5 id. 「五番角形小薬瓶」四角形の小薬瓶第五種
160	id. id. id. 6 id. 「六番角形小薬瓶」四角形の小薬瓶第六種
161	flessen met gulden water 「銘酒瓶」金箔入りリキュールの入った瓶
162	eau de cologne 「匂ひ水」オーデコロン
163	spiegel met gouden rand 1 id. 「壹番金縁鏡」金縁の鏡第一種
164	id. id. id. id. 2 id. 「二番金縁鏡」金縁の鏡第二種
165	id. id. id. id. 3 id. 「三番金縁鏡」金縁の鏡第三種
166	id. id. id. id. 4 id. 「四番金縁鏡」金縁の鏡第四種
167	id. id. id. id. 5 id. 「五番金縁鏡」金縁の鏡第五種
168	id. id. id. id. 6 id. 「六番金縁鏡」金縁の鏡第六種
169	id. id. id. id. 7 id. 「七番金縁鏡」金縁の鏡第七種
170	id. id. id. id. 8 id. 「八番金縁鏡」金縁の鏡第八種
171	id. id. id. id. 9 id. 「九番金縁鏡」金縁の鏡第九種
172	id. id. id. id. 10 id. 「十番金縁鏡」金縁の鏡第十種
173	id. id. id. id. 11 id. 「十一番金縁鏡」金縁の鏡第十一種
174	id. id. id. id. 12 id. 「十二番金縁鏡」金縁の鏡第十二種
175	compositie glase dekselkom met bord 1 id. 「壹番硝子鉢(皿)付蓋物」ガラス製の鉢(皿)付きの蓋付き椀第一種
176	id. id. id. id. id. 2 id. 「二番硝子鉢(皿)付蓋物」ガラス製の鉢(皿)付きの蓋付き椀第二種
177	vergulde compositie glase dekselkom 「金縁金絵硝子蓋物」金メッキしたガラス製の蓋付き椀
178	blauuw purpur kl: glase dekselkommetjes 1 id. 「壹番色硝子小蓋物」青紫色のガラス製の蓋付き小椀第一種
179	id. id. id. id. id. 2 id. 「二番色硝子小蓋物」青紫色のガラス製の蓋付き小椀第二種
180	id. id. id. id. id. 3 id. 「三番色硝子小蓋物」青紫色のガラス製の蓋付き小椀第三種
181	verg <sup>d</sup> . compositie gl <sup>d</sup> . deksel <sup>d</sup> . met deks. 1 id. 「壹番金縁金絵硝子蓋物」金メッキしたガラス製蓋付き椀第一種
182	id. id. id. id. id. id. 2 id. 「二番金縁金絵硝子蓋物」金メッキしたガラス製蓋付き椀第二種
183	id. id. id. id. id. id. 3 id. 「三番金縁金絵硝子蓋物」金メッキしたガラス製蓋付き椀第三種
184	id. id. id. id. id. id. 1 id. 「壹番金縁金絵硝子水呑」金メッキしたガラス製ビールグラス第一種
185	id. id. id. id. id. id. 2 id. 「二番金縁金絵硝子水呑」金メッキしたガラス製ビールグラス第二種
186	id. id. id. id. id. id. 3 id. 「三番金縁金絵硝子水呑」金メッキしたガラス製ビールグラス第三種
187	id. id. id. id. id. id. 「金縁小薬瓶」金メッキしたガラス製小薬瓶
188	id. blauuw purp <sup>d</sup> . kl: med <sup>d</sup> . flesjes 「金縁色付小薬瓶」金メッキした青紫色のガラス製小薬瓶
189	id. id. id. id. id. id. 「金縁色付燭台」金メッキした青紫色のガラス製燭台
190	vergulde bl <sup>d</sup> . purpur kl <sup>d</sup> . reukflesjes 「金縁色付匂ひ瓶」金メッキした青紫色のガラス製匂ひ瓶
191	geschilderde langwerpige borden 〃 soort 「絵入長鉢(皿)」絵入りの細長い鉢(皿)
192	id. banketborden 1 id. 「壹番絵入菓子入」絵入りの菓子鉢第一種
193	id. id. 2 id. 「二番絵入菓子入」絵入りの菓子鉢第二種
194	pleete banket borden met handvatsel 「白銅手付菓子入」取っ手の付いたメッキした菓子鉢
195	id. bakjes 1 id. 「壹番白銅小こつふ」メッキした小さいコップ第一種
196	id. id. 2 id. 「二番白銅小こつふ」メッキした小さいコップ第二種
197	id. id. 3 id. 「三番白銅小こつふ」メッキした小さいコップ第三種
198	id. id. 4 id. 「四番白銅小こつふ」メッキした小さいコップ第四種
199	id. id. 5 id. 「五番白銅小こつふ」メッキした小さいコップ第五種
200	snuifdosen 「鼻たはこ入」嗅ぎたばこ入れ
201	goudgebloemde tafelserviesen 「卓子道具」金の花模様テーブルセット
202	geschilderde tafelserv <sup>d</sup> . met goude randen 「卓子道具」金縁の絵入りテーブルセット
203	gebloemde kleine tafelserviesen 「卓子道具」花模様の小テーブルセット
204	witte kleine tafelserviesen 「卓子道具」白色の小テーブルセット
205	ovale schotel met goude rand 1 id. 「壹番金縁百合形鉢」金縁の楕円形の深皿第一種
206	id. id. id. id. id. 2 id. 「二番金縁百合形鉢」金縁の楕円形の深皿第二種
207	schotels met voeten en goude randen 「金縁臺付鉢」金縁の足付きの深皿
208	borden van 6 duim met goude randen 「金縁鉢(皿)」金縁の〔直径〕6ダイムの鉢(皿)
209	id. id. 5 id. id. id. 「金縁鉢(皿)」金縁の〔直径〕5ダイムの鉢(皿)
210	banket borden met goude randen 「金縁菓子鉢(皿)」金縁の菓子鉢(皿)
211	theeserviesen met id. id. 「金縁茶器」金縁のティーセット
212	geschildert klein theeservies met g <sup>d</sup> . rand 「金縁絵入茶器」金縁の絵入り小ティーセット
213	id. theeservies met bord 「絵入盆付茶器」盆付きの絵入りティーセット
214	id. reukvasen 「絵入匂ひ瓶」絵入り匂ひ瓶

販売単価 (カンバンテール)	税抜き後の単価 (カンバンテール)	引き渡し数量	税抜き後の売上額 (カンバンテール)
0.385	0.25025	711 id.	177.92775
0.361	0.23465	175 id.	41.06375
0.359	0.23335	283 id.	66.03805
0.345	0.22425	496 id.	111.228
0.582	0.3783	140 id.	52.962
0.58	0.377	71 id.	26.767
0.58	0.377	72 stuks	27.144
0.58	0.377	85 id.	32.045
0.684	0.4446	188 id.	83.5848
1.468	0.9542	32 id.	30.5344
1.60	1.04	6 id.	6.24
1.40	0.91	161 id.	146.61
1.18	0.767	197 id.	151.099
0.983	0.63895	177 id.	113.09415
0.919	0.59735	192 id.	114.6912 (40.248 札)
2.58	1.677	24 id.	10.248 (70.94815 札)
0.217	0.14105	503 id.	70.9481
32.90	21.385	1 id.	21.385
28.90	18.785	1 id.	18.785
24.50	15.925	1 id.	15.925
30.00	19.50	4 id.	78.00
24.10	15.665	1 id.	15.665
24.00	15.60	4 id.	62.40
19.00	12.35	2 id.	24.70
18.80	12.22	2 id.	24.44
18.90	12.285	4 id.	49.14
17.10	11.115	1 id.	11.115
17.60	11.44	1 id.	11.44
16.90	10.985	1 id.	10.985
16.58	10.777	1 stel	10.777
9.09	5.9085	1 id.	5.9085
12.89	8.3785	1 stuk	8.3785
2.70	1.755	4 id.	7.02
2.50	1.625	3 id.	4.875
1.89	1.2285	3 id.	3.6855
3.10	2.015	11 id.	22.165
3.03	1.9695	14 id.	27.573 (14.6575 札)
2.05	1.3325	11 id.	14.675
1.93	1.2545	10 id.	12.545
1.61	1.0465	11 id.	11.5115
1.28	0.832	11 id.	9.152
3.60	2.34	3 id.	7.02
3.80	2.47	3 id.	7.41
3.60	2.34	2 id.	4.68
0.61	0.3965	11 stuks	4.3615
18.59	12.0835	10 id.	120.835
0.71	0.4615	48 id.	22.152
0.785	0.51025	60 id.	30.615
18.5	12.025	2 id.	24.05
0.611	0.39715	6 id.	2.3829
0.361	0.23465	152 id.	35.6668
0.591	0.38415	28 id.	10.7562
0.291	0.18915	9 id.	1.70235
0.19	0.1235	10 id.	1.235
0.346	0.2249	117 id.	26.3133
78.58	51.077	2 stel	102.154 (122.200 札)
94.00	61.10	2 id.	122.204
10.20	6.63	2 id.	13.26
5.08	3.302	2 id.	6.604
4.13	2.6845	1 stuk	2.6845
3.37	2.1905	5 id.	10.9525
3.79	2.4635	4 id.	9.854
0.89	0.5785	23 id.	13.3055 (10.868 札)
0.76	0.494	22 id.	10.862
3.00	1.95	2 id.	3.90
5.69	3.6985	5 stel	18.4925
9.70	6.305	1 id.	6.305
10.60	6.89	1 id.	6.89
2.40	1.56	2 stuks	3.12

売された商品の売上金」は 44,941 カンバンテール、「脇荷取引以外で販売された商品の売上金」は 7,300 カンバンテールあり、その他に「広東人參・甘草等の売上金」3,000 カンバンテール、「反物の売上金」1,100 カンバンテール、「ウニコールの売上金」6,771 カンバンテール、合計 10,871 カンバンテールの売上金を見積書に記録している。<sup>(16)</sup> したがって、天保 7 年の場合も「脇荷取引」および「脇荷取引以外の取引」の他にも脇荷物の販売が存在していたことは間違いあるまい。

天保 7 年に持ち渡られた脇荷物がどの程度取引されていたかについては未詳の部分もあるが、ここでは、ひとまず「脇荷取引」と「脇荷取引以外の取引」で取引された脇荷物の売上げ倍率を暫定的に概数として示しておきたい。すなわち、「脇荷取引」では、約 2.8 倍 [96,037.6156 グルデン (=60,023.50975 カンバンテール) ÷ 34,530 グルデン (= 48,102 グルデン - 13,572 グルデン) ÷ 2.8]、「脇荷取引以外の取引」では、約 1.7 倍 [23,051.33384 グルデン (=14,407.08365 カンバンテール) ÷ 13,572 グルデン ÷ 1.7] という倍率を算出することができる。<sup>(17)</sup> 脇荷取引以外の取引の売上げ倍率が低いのは、前年度同様、投機的要素があることにより高い利益を見込む薬品類を減らし、低い利益でも取引が確実な染織類をはじめとする品々を増やしていたためであろう。

なお、上記の天保 8 年の「脇荷取引」および「脇荷取引以外の取引」の他で販売されている「広東人參・甘草等」と「反物」は長崎会所に販売された品々であった。また、「ウニコール」は注文品 (= 誂物) として販売された品であった。この内、ウニコールは、B 契約書第 5 条でみたように、天保 7 年より賃借人に持ち渡りが許された品物であり、注目に値する商品と考えられる。したがって、章を改めて後述することにする。

次に、天保 7 年に賃借人が持ち帰った輸出品について考察しておきたい。輸出品の合計額は 55,802.853 カンバンテールであった。この合計額の中には、縮緬や絹織物等が 17,075 カンバンテール含まれており、<sup>(18)</sup> 染織類のしめる割合がかなり高かったことがわかる。また、輸出品の内、34,644.125 カンバンテールについては、Lijst der goederen, die aan den Nederlandschen kambang commissaris door de leveranciers afgeleverd zijn. (納入者によってオランダカンバン委員 (= 賃借人) に引き渡された商品のリスト) <sup>(19)</sup> によって具体的に知ることができる。本史料によって作成したものが表 9 である。輸出品に関しては、諸色売込人・漆器商ブエモン・大ササヤ (サヤの父親)・小ササヤ (サヤの息子)・磁器商・銅器商・反物商ハクヤなどの日本側商人によって販売されていたことがわかる。表 9 において、買入価額の最も高いものは、pajongs [日傘] で

近世後期における賃借人の脇荷貿易について

商品番号	商 品 名	商 品 名
215	id. kleine bloemvasen met g. <sup>d</sup> randen	1 id. 「壹番金縁絵入小花生」 金縁の絵入り小花瓶第一種
216	id. id. id. id. id. id.	2 id. 「二番金縁絵入小花生」 金縁の絵入り小花瓶第二種
217	id. id. id. id. id. id.	3 id. 「三番金縁絵入小花生」 金縁の絵入り小花瓶第三種
218	id. flakkons	1 id. 「壹番絵入匂ひ瓶」 絵入り香水瓶第一種
219	id. id.	2 id. 「二番絵入匂ひ瓶」 絵入り香水瓶第二種
220	id. id.	3 id. 「三番絵入匂ひ瓶」 絵入り香水瓶第三種
221	id. id.	4 id. 「四番絵入匂ひ瓶」 絵入り香水瓶第四種
222	borden schulpfatsoen met goude randen	1 id. 「壹番金縁貝形鉢（皿）」 金縁の貝形の鉢（皿）第一種
223	borden schulpfatsoen met goude randen	2 id. 「二番金縁貝形鉢（皿）」 金縁の貝形の鉢（皿）第二種
224	geschilderde pottjes	1 id. 「壹番絵入壺」 絵入りポット第一種
225	id. id.	2 id. 「二番絵入壺」 絵入りポット第二種
226	id. inktkokers	「絵入墨入」 絵入りインク壺
227	id. potten voor planten	「絵入壺」 植物用の絵入りポット
228	geschilderde theeserviesen	# soort 「絵入茶器」 絵入りティーセット
229	id. kleine theeserviesen	「絵入小茶器」 絵入り小ティーセット
230	id. grote kommen	「絵入大とんぶり」 絵入り大椀
231	id. waterkannen	「絵入水次」 絵入り水差し
232	id. kopjes en schoteltjes	「絵入猪口こつふ・絵入小皿」 絵入り小カップと小鉢
234	id. borden van 4 duim	「絵入鉢（皿）」 絵入りの〔直径〕4ダイムの鉢（皿）
235	id. kleine borden	「絵入小鉢（皿）」 絵入りの小皿
236	kleine dekselkommen met borden	1 id. 「壹番鉢（皿）付小蓋物」 鉢（皿）付きの小蓋付き椀第一種
237	id. id. id.	2 id. 「二番鉢（皿）付小蓋物」 鉢（皿）付きの小蓋付き椀第二種
238	witte banketschotel met bord	「白焼鉢（皿）付菓子入」 白色の鉢（皿）付き菓子鉢
239	id. klein theeservies	「白焼茶器」 白色の小ティーセット
240	id. banket borden	1 id. 「壹番白焼菓子入」 白色の菓子鉢（皿）第一種
241	id. id.	2 id. 「二番白焼菓子入」 白色の菓子鉢（皿）第二種
242	id. kommetjes 2 in een nest	「白焼入子小鉢」 1箱に2個入りの入れ子の白色の小鉢
243	id. waterkannen	「白焼水次」 白色の水差し
244	id. ovale schotels	1 id. 「壹番白焼百合形鉢」 白色の楕円形の鉢第一種
245	id. id. id.	2 id. 「二番白焼百合形鉢」 白色の楕円形の鉢第二種
246	id. borden vijf in een stel	1 id. 「壹番白焼皿」 一揃い5枚の白色の皿第一種
247	id. id. id. id. id.	2 id. 「二番白焼皿」 一揃い5枚の白色の皿第二種
248	id. vormen voore	「白焼〔未詳〕」
249	id. mortier	「白焼乳鉢」 白色の乳鉢
250	id. mortieren 7 in een stel	「白焼乳鉢」 一揃い7つの白色の乳鉢
251	id. id. 4 in id.	「白焼乳鉢」 一揃い4つの白色の乳鉢
252	id. id. 2 in id.	「白焼乳鉢」 一揃い2つの白色の乳鉢
253	id. id. 5 in id.	「白焼乳鉢」 一揃い5つの白色の乳鉢
254	mortier 4 in een stel	「乳鉢」 一揃い4つの乳鉢
255	id. 2 in id.	「乳鉢」 一揃い2つの乳鉢
256	waterkannen	1 id. 「壹番水次」 水差し第一種
257	id.	2 id. 「二番水次」 水差し第二種
258	id. mansbeeld	「〔未詳〕水次」 男の形をしている水差し
259	theeserviesen	「茶器」 ティーセット
260	dekselkommen 2 in een nest	「入子蓋物」 一箱2つ入りの入れ子の蓋付き椀
261	geschilderde bloempotten	「絵入植木鉢」 絵入りの植木鉢
262	id. kleine id.	1 id. 「壹番絵入小植木鉢」 絵入りの小さい植木鉢第一種
263	id. id. id.	2 id. 「二番絵入小植木鉢」 絵入りの小さい植木鉢第二種
264	kleine waterkannen met borden	「皿付小水次」 皿付きの小さい水差し
265	groene banketschotel met voet	「焼物臺付菓子鉢」 緑色の足付きの菓子鉢
266	id. tafelserviesen	「焼物卓子道具」 緑色のテーブルセット
267	rode tafelserviesen	# soort 「焼物卓子道具」 赤色のテーブルセット
268	blauwe id.	「焼物卓子道具」 青色のテーブルセット
269	id. langwerpige schotel	「焼物長皿」 青色の細長い深皿
270	id. borden van 8 duim	「焼物鉢（皿）」 青色の〔直径〕8ダイムの鉢（皿）
271	diverse porseleinen	L. <sup>h</sup> .I 「い焼物」 種々の磁器符号い
272	id. id.	L. <sup>h</sup> .lo 「ろ焼物」 種々の磁器符号ろ
273	id. id.	L. <sup>h</sup> .H. 「は焼物」 種々の磁器符号は
274	wit theeservies met goude randen	「白焼金縁茶器」 金縁の白色のティーセット
275	goudleder	1 soort 「壹番金唐皮」
276	id.	2 id. 「二番金唐皮」
277	id.	3 id. 「三番金唐皮」
278	id.	4 id. 「四番金唐皮」
279	id.	5 id. 「五番金唐皮」
280	id.	6 id. 「六番金唐皮」
281	id.	7 id. 「七番金唐皮」
282	id.	8 id. 「八番金唐皮」
283	id.	9 id. 「九番金唐皮」
284	id. groot	1 id. 「壹番大幅金唐皮」
285	id. id.	2 id. 「二番大幅金唐皮」
286	id. id.	3 id. 「三番大幅金唐皮」
287	id. id.	4 id. 「四番大幅金唐皮」



販売単価 (カンバンテール)	税抜き後の単価 (カンバンテール)	引き渡し数量	税抜き後の売上額 (カンバンテール)
3.06	1.989	4 id.	7.956
3.00	1.95	3 id.	5.85
1.43	0.9295	4 id.	3.718
8.98	5.837	2 id.	11.674
5.08	3.302	2 id.	6.604
4.00	2.60	6 id.	15.60
3.44	2.236	6 id.	13.416
2.08	1.352	16 id.	21.632
2.07	1.3455	20 id.	26.91
3.88	2.522	1 paar	2.522
2.89	1.8785	2 id.	3.757
2.24	1.456	3 stuks	4.368
8.69	5.6485	2 id.	11.297
28.58	18.577	2 stel	37.154
6.53	4.2445 (2.3985カ)	3 id.	12.7335
3.69	2.318	12 stuks	28.782
2.00	1.30	6 id.	7.80
1.04	0.676	47 stel	31.772
0.348	0.2262	94 stuks	21.2628
0.236	0.1534	215 id.	32.981
0.65	0.4225	6 stel	2.535
0.50	0.325	8 id.	2.60
1.96	1.274	6 id.	7.644
2.59	1.6835	1 id.	1.6835
0.40	0.26	6 stuks	1.56
0.30	0.195	7 id.	1.365
1.03	0.6695	1 stel	0.6695 (3.64カ)
0.40	0.26	14 stuks	3.63
4.70	3.055	2 id.	6.11
4.09	2.6585	1 id.	2.6585
2.53	1.6445	1 stel	1.6445
1.78	1.157	2 id.	2.314
8.90	5.785	1 stuk	5.785
1.69	1.0985	1 id.	1.0985
4.50	2.925	1 stel	2.925
3.20	2.08	2 id.	4.16
2.18	1.417	2 id.	2.834
5.00	3.25	1 id.	3.25
4.19	2.7235	1 id.	2.7235
1.78	1.157	1 id.	1.157
0.71	0.4615	14 stuks	6.461
0.40	0.26	12 id.	3.12
1.68	1.092	12 id.	13.104
8.59	5.5835	4 stel	22.334
4.50	2.925	4 stuks	11.70
2.62	1.703	2 id.	3.406
0.86	0.559	6 id.	3.354
0.86	0.559	6 id.	3.354
0.57	0.3705	17 stel	6.2985
6.00	3.90	1 stuk	3.90
25.80	16.77	2 stel	33.54
87.10	56.615	2 stel	113.23
87.50	56.875	2 id.	113.75
5.77	3.7505	1 id.	3.7505
0.51	0.3315	253 stuks	83.8695
13.80	8.97	1 stel	8.97
37.00	24.05	1 id.	24.05
10.01	6.5065	1 id.	6.5065
24.00	15.60	1 id.	15.60
3.18	2.067	261 stuks	539.487
3.75	2.4375	96 id.	234.00
3.34	2.171	281 id.	610.051
2.86	1.859	100 id.	185.90
2.20	1.43	254 id.	363.22
2.39	1.5535	848 id.	1,317.368
3.10	2.015	254 id.	511.81
1.88	1.222	92 id.	112.424
1.65	1.0725	120 id.	128.70
78.90	51.285	1 id.	51.285
43.00	27.95	2 id.	55.90
33.00	21.45	2 id.	42.90
19.60	12.74	3 id.	38.22

あり、ついで mandwerk〔籠細工〕、zijde〔絹織物〕、krep gekleurd〔色縮緬〕、kabaijen〔着物〕といったところである。表9の限りにおいて商品としては、全体的に小間物類が多く、これらの品々が当時海外で高値で取引されていたことが推測される。

### 第3章 ウニコールの取引について

ウニコールは、上述の如く、B契約書第5条でみたように天保7年より賃借人に持ち渡りが許された品物であった。第2章で事例として記した天保8年には、127.5ポンド（仕入値1,976.25グルデン（=1,235.15625カンバンテール））が持ち渡られ、注文品（=詔物）として処理されている。1837年（天保8年）のCalculatieve aantooning van het resultaat dat de Kambanghandel dit jaar voor den pachter opgeleverd heeft.（今年カンバン貿易〔協荷貿易〕が賃借人にもたらす成果の見積書）<sup>(20)</sup>には、

Provenu van eenhooren, onder de eischgoederen opgenomen, en hier in Kambanggeld aan den pachter uitbetaald.....T. 6,771.00  
（注文品として引き受け、ここ〔日本〕でカンバン銀で賃借人に支払われたウニコールの売上金。.....6,771.00〔カンバン〕テール）

とあり、詔物として6,771.00カンバンテールの売上金を出しており、仕入値の約5.5倍の売上げ倍率を示している（ $\frac{6,771.00 \text{ カンバンテール}}{1,235.15625 \text{ カンバンテール}} \div 5.5$ ）。B契約書第5条に記されているように、ウニコールは1ピコル（=120.875ポンド=100斤）の持ち渡りが許されていることより、若干量が多いがそれに近い数量を賃借人は持ち渡し、詔物として販売したわけである。

天保8年にウニコールは、詔物として合計272斤（=328.78ポンド）を日本側に渡しているが、<sup>(21)</sup>この内の $\frac{1}{3}$ 強を賃借人が引き受けていたと考えられる。詔物を記した天保8年の送り状Factuur 1837.<sup>(22)</sup>には、

100 Ned. lb. Een hoorn a f. 15.50  $\frac{1}{2}$  lb. f. 3,100  
（100ネーデルランセポンド ウニコール  $\frac{1}{2}$ 〔ネーデルランセ〕ポンドに付き 15.50グルデン  
〔計〕 3,100グルデン）

とあり、この年、ウニコールは詔物として100ネーデルランセポンド（=202.4ポンド）の持ち渡りがあった。<sup>(23)</sup>したがって、賃借人が持ち渡った127.5ポンドと合わせると329.9ポンドになり、天保8年の詔物合計272斤（=328.78ポンド）にほぼ一致するのである。すなわち、賃借人のウニコールの持ち渡りは、詔物として使用されるためのものであり、そのために持ち渡りが許されていたと解釈できる。

賃借人による協荷貿易が開始された天保6年（1835）時点においては、賃借人のウニコールの持ち渡りは禁

近世後期における賃借人の脇荷貿易について

商品 番号			商 品 名	
288	id.	lang	1 id.	「壹番尺長金唐皮」
289	id.	id.	2 id.	「二番尺長金唐皮」
290	id.	id.	3 id.	「三番尺長金唐皮」
291	id.	id.	4 id.	「四番尺長金唐皮」
292	gewoon goudleder			「金唐皮」
293	goudleder			「尺長金唐皮」
294	id.		L <sup>n</sup> I	「い金唐皮」
295	id.		L <sup>n</sup> lo	「ろ金唐皮」
296	stukkend goudleder		1 soort	「壹番小切金唐皮」
297	id.	id.	2 id.	「二番小切金唐皮」
298	id.	id.	3 id.	「三番小切金唐皮」
299	zwartleder		1 id.	「壹番黒皮」
300	id.		2 id.	「二番黒皮」
301	id.		3 id.	「三番黒皮」
302	gebloemde Javaansche mattjes		1 id.	「壹番花アンペラ」 花模様のジャワの敷物第一種
303	id.	id. id.	2 id.	「二番花アンペラ」 花模様のジャワの敷物第二種
304	theeriac			「テリヤアカ」
305	saffraan		# soort	「サフラン」
306	calomel			「カロメル」
307	goud zwavel			「ゴーストスハーフル」
308	ossengal			「オスセンガル」
309	extractum hijossijamus			「エキスタラクトヒヨシヤムス」
310	antimon: oxijdat			「アンチモーニイ」
311	Ipecacuanha			「イペコ、アナ」
312	digitalis			「ジキターリス」
313	zeeaijuin			「セアユイン」
314	magnesia			「マグ子シヤ」
315	Arabische gom			「アラビヤゴム」
316	wijnsteen			「ウエインステーン」
317	braakwijnsteen			「ブラクウエインステーン」
318	kreeftsoogen			「オクリカンキリ」
319	kinabast		1 id.	「壹番キナキナ」
320	id.		2 id.	「二番キナキナ」
321	lijnzaad			「亜麻仁 (レインサアト)」
322	sal ammoniac			「サルアルモニヤシ」
323	bloedsteen			「カナノヲル」
324	blauwswel			「群青」
325	IJslandsche mos			「エイスランスモス」
326	rood sandelhout			「赤木」
327	gensing			「廣東人參」
328	aloe			「芦荟」
329	duivelsdrek			「阿魏」
330	drop		L <sup>n</sup> I	「い痰切」
331	id.		L <sup>n</sup> lo	「ろ痰切」
332	buffelhoornen			「水牛角」
333	Haarlemmer olie			「ハアルレム油」
334	balsum peru			「バルサムペーリユ」
335	rigasche balsum			「リイカハルサム」
336	balsum copaiva			「バルサムコツパイハ」
337	barnsteen olie		L <sup>n</sup> I	「い琥珀油」
338	id.	id.	L <sup>n</sup> lo	「ろ琥珀油」
339	klapper olie			「椰子油」
340	sandelhout			「白檀」
341	rotting			「藤」

出典：Nota van afgeleverde Kambang Goederen. [Japan Portefeuille N<sup>o</sup>.34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A. 11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-12).

註・233は欠番。

・商品名の「」内には、天保期前後の訳例より推測される名称を記している。

販売単価 (カンバンテール)	税抜き後の単価 (カンバンテール)	引き渡し数量	税抜き後の売上額 (カンバンテール)
7.83	5.0895	25 id.	127.2375
4.32	2.808	16 id.	44.928
2.75	1.7875	16 id.	28.60
2.68	1.742	15 id.	26.13
3.09	2.0085	15 id.	30.1275
0.585	0.38025	154 w. 7 duim	58.824675
3.76	2.444	292 vel	713.648
3.48	2.262	311 id.	703.482
1.73	1.1245	410 id.	461.045
0.736	0.4784	1,082 id.	517.6288
0.65	0.4225	458 id.	193.505
9.80	6.37	6 id.	38.22
(5.50 加)			
5.20	3.575	6 id.	21.45
0.71	0.4615	17 id.	7.8455
3.85	2.5025	44 id.	110.11
3.69	2.3985	6 id.	14.391
0.381	0.24765	580 id.	143.637
43.64	28.366	360½ k <sup>n</sup>	10,225.943
11.80	7.67	6 k <sup>n</sup> 8m <sup>s</sup>	46.4035
8.80	5.72	4 id.	22.88
7.85	5.1025	20 id.	102.05
13.70	8.905	4½ id. 8 id.	40.51775
2.80	1.82	8½ id.	15.015
28.00	18.20	7.875 [id.]	143.325
	(14.04 加)		
21.60	14.03	22 k <sup>n</sup>	308.888
16.50	10.725	20½ id.	217.18125
5.28	3.432	66 id.	226.512
		(194½ 加)	
1.68	1.092	194 id.	212.2848
1.76	1.144	44½ id.	50.908
12.80	8.32	23 id. 8 id.	198.016
3.93	2.5545	610 id.	1,558.245
4.80	3.12	80 id.	249.60
4.60	2.99	280½ id.	838.695
0.66	0.429	1,548 id.	664.092
1.38	0.897	301½ id.	270.4455
		(1,712.85725 加)	
5.71	3.7115	461½ id.	171.424706
2.70	1.755	189½ id.	332.5725
2.415	1.56975	112 id.	175.812
0.206	0.1339	476 id.	63.7364
4.67	3.0355	2,192½ id.	6,655.33375
1.30	0.845	352 id.	297.44
12.85	8.3525	40 id.	334.10
1.78	1.157	430½ id.	498.0885
1.74	1.131	200 id.	226.20
0.394	0.2561	1,575 id.	403.3575
0.28	0.182	702 flesjes	127.764
1.20	0.78	43 id.	33.54
1.22	0.798	37 id.	29.341
2.48	1.612	61½ k <sup>n</sup>	99.138
2.53	1.6445	81½ id.	134.437875
2.40	1.56	26½ id.	41.34
0.90	0.585	3,270 flessen	1,912.95
0.415	0.26975	16,970 k <sup>n</sup>	4,577.6575
0.156	0.1014	102.125 id.	10,355.475
			(60,023.50975 加)
			58,481.977406

止されていた (A 契約書第 6 条)。したがって、賃借人の輸入品の中にユニコールは存在せず、詭物を記した送り状 Factuur 1835<sup>(24)</sup> に、

143 Nedel. ponden Eenhoorn het ½ N. lb. a [f.] 9  
[f.] 2,574

\* \* \*

51 Nedel. ponden Eenhoorn [f.] 1,020  
(143 ネーデルランセポンド ユニコール ½ネーデルランセポンドに付き9[グルデン] [計]2,574[グルデン])  
(中略)

51 ネーデルランセポンド ユニコール  
[計] 1,020 [グルデン])

とあり、合計 194 ネーデルランセポンド (= 392.6616 ポンド) の輸入であった。この年の詭物として使用されたユニコールの合計は 326 斤 (=394.0525 ポンド) であり、<sup>(25)</sup> 送り状の数量とほぼ一致する。すなわち、天保 6 年時には政庁側が持ち渡ったユニコールによって詭物は全てまかなわれていたのである。

では、本稿の考察対象である天保 7 年はどうであったのだろうか。表 3 で示したように賃借人は ½ピコル (= 50 斤 = 60.4375 ポンド) を仕入値 650 グルデン (= 406.25 カンバンテール) で持ち渡っている (1 斤 8.125 カンバンテールでの仕入値)。そして、この年の詭物を記した送り状 Factuur 1836<sup>(26)</sup> には、

49 Nedel. ponden Eenhoorn [f.] 1,960  
(49 ネーデルランセポンド ユニコール  
[計] 1,960 [グルデン])

とあり、また、日本に持ち渡ってからの計量 (荷改め) によって 0.27 ネーデルランセポンドの重量増を記録していたことから、<sup>(27)</sup> 合計 49.27 ネーデルランセポンド (= 99.7239 ポンド) の輸入であったことがわかる。

天保 7 年の詭物としての使用量は 179.75 斤 (= 217.2728 ポンド) であった (1 斤 60 カンバンテールでの販売)。<sup>(28)</sup> しかし、政庁側による詭物としての輸入 (99.7239 ポンド) と賃借人の輸入 (60.4375 ポンド) の合計は 160.1614 ポンドであり、57.1114 ポンドの不足となる。この不足分については未詳といわざるを得ないが、考えられることとして、次の二点を挙げておきたい。まず一点目として、天保 7 年以前に出島にユニコールが残され、それが使用されたと推測することである。二点目としては、表 3 に示したユニコールの輸入量は ½ピコルであったが、実際には 1 ピコルの持ち渡りであったと推測することである。B 契約書第 5 条では、「年に 1 ピコル」を許しているわけであるから、もし天保 7 年に ½ピコルではなく、1 ピコルの輸入であったとすると、賃借人の持ち渡りは 120.875 ポンドの輸入となる。したがって、詭物の送り状の数量と合わせて 220.5989 ポンドとなり、天保 7 年に詭物

表6 天保7年(1836)脇荷取引以外で取引された脇荷物

〔商品番号〕	商品名	商品名	商品名
(1)	verrekijkers	1 <sup>o</sup> soort	「壹番遠目鏡」望遠鏡第一種
(2)	id.	2 id.	「二番遠目鏡」望遠鏡第二種
(3)	id.	3 id.	「三番遠目鏡」望遠鏡第三種
(4)	id.	4 id.	「四番遠目鏡」望遠鏡第四種
(5)	id.	5 id.	「五番遠目鏡」望遠鏡第五種
(6)	id.	6 id.	「六番遠目鏡」望遠鏡第六種
(7)	id. kleine	1 id.	「壹番小遠目鏡」小さい望遠鏡(双眼鏡)第一種
(8)	id. id.	2 id.	「二番小遠目鏡」小さい望遠鏡(双眼鏡)第二種
(9)	id. id.	3 id.	「三番小遠目鏡」小さい望遠鏡(双眼鏡)第三種
(10)	id. id.	4 id.	「四番小遠目鏡」小さい望遠鏡(双眼鏡)第四種
(11)	id. id.	5 id.	「五番小遠目鏡」小さい望遠鏡(双眼鏡)第五種
(12)	id. id.	6 id.	「六番小遠目鏡」小さい望遠鏡(双眼鏡)第六種
(13)	id. id.	7 id.	「七番小遠目鏡」小さい望遠鏡(双眼鏡)第七種
(14)	tooneel kijkers	1 id.	「壹番小形遠目鏡」オペラグラス(双眼鏡)第一種
(15)	id. id.	2 id.	「二番小形遠目鏡」オペラグラス(双眼鏡)第二種
(16)	brillen met dubbelde glazen		「鼻目鏡」二枚レンズの付いた眼鏡
(17)	id. id. karettte randen		「龍甲縁鼻目鏡」龍甲のフレームの眼鏡
(18)	id. id. pleete id.		「白銅縁鼻目鏡」メッキしたフレームの眼鏡
(19)	id. id. ijzere id.		「鉄縁鼻目鏡」鉄のフレームの眼鏡
(20)	zonglasen		「日取目鏡」
(21)	geslepe bomboijaars	1 id.	「壹番〔未詳〕」カットガラスのボンボン入れ第一種
(22)	id. id.	2 id.	「二番〔未詳〕」カットガラスのボンボン入れ第二種
(23)	snuifdosen	1 id.	「壹番鼻たはこ入れ」嗅ぎたばこ入れ第一種
(24)	id.	2 id.	「二番鼻たはこ入れ」嗅ぎたばこ入れ第二種
(25)	id.		「鼻たはこ入れ」嗅ぎたばこ入れ
(26)	kammen		「櫛」
(27)	ovale spiegels		「丸鏡」楕円形の鏡
(28)	hoedbandjes		「帽子筋」帽子の紐
(29)	zak instrumenten	1 id.	「壹番〔未詳〕」携帯用道具第一種
(30)	id.	2 id.	「二番〔未詳〕」携帯用道具第二種
(31)	banden van haar lang		「〔未詳〕」長いヘア・バンド
(32)	id. id. id. kort		「〔未詳〕」短いヘア・バンド
(33)	kortband	1 id.	「壹番腕ヅ」短い腕輪第一種
(34)	id.	2 id.	「二番腕ヅ」短い腕輪第二種
(35)	bandslotjes	1 id.	「壹番帯ヅ」バックル第一種
(36)	id.	2 id.	「二番帯ヅ」バックル第二種
(37)	lange banden	1 id.	「壹番腕ヅ」長い腕輪第一種
(38)	lange banden	2 <sup>o</sup> soort	「二番腕ヅ」長い腕輪第二種
(39)	id. id.	3 id.	「三番腕ヅ」長い腕輪第三種
(40)	spelden met steentjes		「玉入留針」待ち針
(41)	knopen	1 id.	「壹番ほたん」ボタン第一種
(42)	id.	2 id.	「二番ほたん」ボタン第二種
(43)	ringen met steentjes		「玉入指輪」「玉入耳筋」宝石の付いた指輪、宝石の付いたイヤリング
(44)	id. van geelkoper		「指輪」「耳筋」真鍮の指輪、真鍮のイヤリング
(45)	goud blad		「〔未詳〕」金箔
(46)	oorringen	1 id.	「壹番耳筋」イヤリング第一種
(47)	id.	2 id.	「二番耳筋」イヤリング第二種
(48)	id.	3 id.	「三番耳筋」イヤリング第三種
(49)	handschoenen		「手貫き」手袋
(50)	passerkokers	1 id.	「壹番パススル入」コンパスケース第一種
(51)	id.	2 id.	「二番パススル入」コンパスケース第二種
(52)	id.	3 id.	「三番パススル入」コンパスケース第三種
(53)	id.	4 id.	「四番パススル入」コンパスケース第四種
(54)	id.	5 id.	「五番パススル入」コンパスケース第五種
(55)	horlogie sleutels met cachetten		「印判付時計鍵」スタンプの付いた時計の巻ねじ
(56)	paspartoe		「〔未詳〕」厚紙のファイル
(57)	horlogie sleutels		「時計鍵」時計の巻ねじ
(58)	magneet		「磁石」
(59)	wandelstok met verrekijker		「杖仕込遠目鏡」
(60)	leepels		「匕」スプーン
(61)	vorken		「針」フォーク
(62)	potloden		「石筆」鉛筆
(63)	korallen		「珊瑚」
(64)	Engelsche pleister		「〔未詳〕」イギリスの絆創膏
(65)	scharen		「鋏」
(66)	sloten		「帯ヅ」バックル
(67)	schroefboor		「〔未詳〕」螺旋ざり
(68)	gespen	L <sup>o</sup> I	「い帯ヅ」バックル符号い
(69)	id.	L <sup>o</sup> lo	「ろ帯ヅ」バックル符号ろ



販売単価 (カンバンテール)	税抜き後の単価 (カンバンテール)	引き渡し数量	税抜き後の売上額 (カンバンテール)
	(16.705カ)		
25.70	16.75	6 stuks	100.23
24.30	15.795	4 id.	63.18
16.66	10.829	1 id.	10.829
13.90	9.035	2 id.	18.07
13.90	9.035	2 id.	18.07
11.10	7.215	2 id.	14.43
16.70	10.855	1 id.	10.855
25.18	16.367	1 id.	16.367
(8.01カ)			
8.10	5.2065	1 id.	5.2065
8.80	5.72	2 id.	11.44
7.60	4.94	5 id.	24.70
5.68	3.692	8 id.	29.536
7.30	4.745	1 id.	4.745
25.30	16.445	10 id.	164.45
15.60	10.14	12 id.	121.68
2.35	1.5275	22 id.	33.605
1.63	1.0595	27 id.	28.6065
2.19	1.4235	30 id.	42.705
2.01	1.3065	11 id.	14.3715
0.54	0.351	232 id.	81.432
3.80	2.47	6 id.	14.82 (11.232カ)
2.88	1.872	6 id.	11.187
0.618	0.4017	18 id.	7.2306
0.618	0.4017	12 id.	4.8204
4.30	2.795	6 id.	16.77
(5.01カ)			
5.10	3.2565	10 id.	32.565
1.85	1.2025	4 id.	4.81
0.56	0.364	3 stel	1.092
13.39	8.7035	3 id.	26.1105
10.53	6.8445	2 id.	13.689
3.59	2.3335	12 stuks	28.002
3.56	2.314	8 id.	18.512
7.70	5.005	1 id.	5.005
5.20	3.38	5 id.	16.90
1.81	1.1765	48 stuks	56.472
0.89	0.5785	18 id.	10.413
1.40	0.91	16 id.	14.56
1.29	0.8385	17 stuks	14.2545
0.88	0.572	17 id.	9.724
0.33	0.2145	12 id.	2.574
0.56	0.364	141 id.	51.324
0.338	0.2197	142 id.	31.1974
0.45	0.2925	11 id.	3.2175
0.08	0.052	118 id.	6.136
0.30	0.195	33 id.	6.435
2.81	1.8265	1 stel	1.8265
1.18	0.767	8 id.	6.136
1.53	0.9945	3 id.	2.9835
2.50	1.625	6 paar	9.75
15.39	10.0035	1 stuk	10.0035
8.80	5.72	3 id.	17.16
6.98	4.537	1 id.	4.537
5.29	3.4385	1 id.	3.4385
4.39	2.8535	1 id.	2.8535
1.39	0.9035	30 id.	27.105
0.69	0.4485	41 id.	18.3885
0.341	0.22165	532 id.	117.9178
3.00	1.95	1 id.	1.95
10.09	6.5585	1 id.	6.5585
0.67	0.4355	71 id.	30.9205
0.42	0.273	72 id.	19.656
0.186	0.1209	192 id.	23.2128
1.20	0.78	10 snoeren	7.80
0.06	0.039	49 stuks	1.911
0.64	0.416	47 id.	19.552
0.42	0.273	24 id.	6.552
1.01	0.6565	1 id.	0.6565
0.34	0.221	5 paar	1.105
0.59	0.3835	6 id.	2.301

として使用された数量 (217.2728 ポンド) にほぼ一致する。いずれにせよ、天保7年時においては、詭物を記した送り状の数量だけではユニコールの詭物はまかなえず、賃借人が持ち渡ったユニコールが詭物として使用されていることは間違いないであろう。

B契約書第5条にいう「通常、政庁の貿易、すなわちいわゆる会社貿易で受け入れられるすべての品物は、年に1ピコル賃借人が輸出できる貿易品であるユニコールを除いて、カンバン貿易になることはありえない。」ということは、ユニコールは賃借人が持ち渡る協荷物ではあるが、「会社貿易で受け入れられるすべての品物」の中に位置付けられる品物であり、天保7年・8年の事例が示すように、それが詭物として使用されているのである。このことに関しては、B契約書第13条にいう、政庁が注文品 (= 詭物) を「会社貿易の商品とは別に、日本に送る権限を維持する」問題と関わっており、ユニコールは、賃借人が持ち渡る協荷物にして「会社貿易で受け入れられるすべての品物」内で「会社貿易の商品とは別」の品物、すなわち詭物になる特別の商品であったといえよう。それ故、第2章で述べたように、ユニコールは輸出に際してバタヴィアで特記すべき商品であったわけである。そして、その売上げ倍率も天保7年の場合、約7.4倍 ( $\frac{60 \text{カンバンテール}}{8.125 \text{カンバンテール}} \approx 7.4$ )、天保8年の場合、約5.5倍という高い率での取引となっていた。天保6年にはじまった賃借人の協荷貿易は、翌天保7年には既に政庁側の取引の一部を担い、高率の収益が約束される取引を含みつつあったのである。

#### 第4章 補償金制度について

はじめに記したように、協荷貿易は、従来、オランダ商館長以下の館員や船員等の役得として一定額だけ許されていた私貿易品の取引であった。それが、天保6年(1835)よりバタヴィア政庁によって決められた賃借人によって独占的におこなわれることになった。そのため、オランダ商館長以下の館員等には補償金が支給されることになっていた。本章においては、天保7年にも実施されていた、協荷貿易の改変によって生じた職員に対する補償金制度について考察しておきたい。

まず、補償金の存在について、A契約書第10条・B契約書第9条(両条同文)より確認しておきたい。両条には次のように記されている。

出島に所属する一商館職員が、禁じられている貿易〔に手を出している〕商館長が確信すれば、賃借人に与えられる独占権のよりよい保証として、カンバン貿易が無くなったことで彼〔職員〕に与えられる補償金が賃借人のために取り上げら

近世後期における賃借人の脇荷貿易について

〔商品番号〕	商品名		
[70]	kinder speelgoede soldaten	N <sup>o</sup> 1	「壹番〔未詳〕」子供の玩具の兵隊一番
[71]	id. id. id.	# 2	「二番〔未詳〕」子供の玩具の兵隊二番
[72]	id. id. id.	# 3	「三番〔未詳〕」子供の玩具の兵隊三番
[73]	toverkist		「〔未詳〕」手品箱カ
[74]	kinder speelgoed flesjes		「〔未詳〕」子供の玩具の小瓶
[75]	grote schenkbladen		「大盆」
[76]	presenteer trommels met bladen	# soort	「〔未詳〕」盆の付いたブリキの箱
[77]	compassen	N <sup>o</sup> 1	「壹番方針」羅針盤一番
[78]	id.	# 2	「二番方針」羅針盤二番
[79]	id.	# 3	「三番方針」羅針盤三番
[80]	id.		「方針」羅針盤
[81]	goudpapier		「金紙」
[82]	zilverpapier		「銀紙」
[83]	gedrukt goudpapier		「金紙」模様が印刷された金紙
[84]	wollen dassen		「襟巻」羊毛のマフラー（スカーフ）
[85]	pendule	N <sup>o</sup> 1	「壹番置時計」
[86]	id.	# 2	「二番置時計」
[87]	id.	# 3	「三番置時計」
[88]	id.	# 4	「四番置時計」
[89]	id.	# 5	「五番置時計」
[90]	grote pendule		「大置時計」
[91]	pendule met orgel		「オルゴール付置時計」
[92]	horlogie	# 1	「壹番時計」
[93]	id.	# 2	「二番時計」
[94]	pendule		「置時計」
[95]	horlogie	# 10	「十番時計」
[96]	id.	# 20	「二十番時計」
[97]	id.	# 21	「二十一番時計」
[98]	id.	# 17	「十七番時計」
[99]	id.	# 18	「十八番時計」
[100]	id.	# 19	「十九番時計」
[101]	id.	# 16	「十六番時計」
[102]	id.	# 4	「四番時計」
[103]	id.	# 5	「五番時計」
[104]	id.	# 6	「六番時計」
[105]	id.	# 7	「七番時計」
[106]	id.	# 8	「八番時計」
[107]	id.	# 9	「九番時計」
[108]	id.	# 11	「十一番時計」
[109]	id.	# 14	「十四番時計」
[110]	id.	# 13	「十三番時計」
[111]	id.	# 15	「十五番時計」
[112]	id.	# 12	「十二番時計」
[113]	id.	# 13	「十三番時計」
[114]	horlogie	N <sup>o</sup> 22	「二十二番時計」
[115]	id.	# 23	「二十三番時計」
[116]	id.	# 24	「二十四番時計」
[117]	id.	# 28	「二十八番時計」
[118]	id.	# 29	「二十九番時計」
[119]	id.	# 25	「二十五番時計」
[120]	id.	# 26	「二十六番時計」
[121]	id.	# 27	「二十七番時計」
[122]	id.	# 30	「三十番時計」
[123]	hangklok	# 1	「壹番掛時計」
[124]	id.	# 2	「二番掛時計」
[125]	id.	# 3	「三番掛時計」
[126]	speelend cachet		「オルゴール付印判」
[127]	id. naaijkisje	# 1	「壹番オルゴール付針箱」オルゴール付きの裁縫箱一番
[128]	id. id.	# 2	「二番オルゴール付針箱」オルゴール付きの裁縫箱二番
[129]	id. id.	# 3	「三番オルゴール付針箱」オルゴール付きの裁縫箱三番
[130]	orgel	# 1	「壹番オルゴール」
[131]	id.	# 2	「二番オルゴール」
[132]	id.	# 3	「三番オルゴール」
[133]	id.	# 4	「四番オルゴール」
[134]	id.	# 5	「五番オルゴール」
[135]	id.	# 6	「六番オルゴール」
[136]	speelend naaijkisje	L <sup>n</sup> 1	「いオルゴール付針箱」オルゴール付きの裁縫箱符号い
[137]	id. id.	L <sup>n</sup> 1o	「ろオルゴール付針箱」オルゴール付きの裁縫箱符号ろ
[138]	orgel		「オルゴール」
[139]	horlogie glazen		「時計硝子」
[140]	sleutels met steenen		「玉入鍵」宝石の付いた時計の巻ねじ
[141]	horlogie kettingen	N <sup>o</sup> 1	「壹番時計鎖り」
[142]	id. id.	# 2	「二番時計鎖り」

販売単価 (カンパニール)	税抜き後の単価 (カンパニール)	引き渡し数量	税抜き後の売上額 (カンパニール)
0.93	0.6045	2 dosen	1.209
0.44	0.286	6 id.	1.716
0.38	0.247	11 id.	2.717
4.50	2.925	2 stuks	5.85
0.20	0.13	69 id.	8.97
16.90	10.985	2 id.	21.97
1.83	1.1895	12 stellen	14.274
1.83	1.1895	5 stuks	5.9475
1.42	0.923	1 id.	0.923
0.82	0.533	3 id.	1.599
2.00	1.30	1 id.	1.30
(0.041 カ)	(0.02665 カ)		
0.41	0.2665	118 vel	3.1447
0.05	0.0325	115 id.	3.7375
0.081	0.05265	229 id.	12.05685
1.80	1.177	23 stuks	26.91
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
135.00	87.75	1 id.	87.75
81.10	52.715	1 id.	52.715
155.00	100.75	1 id.	100.75
68.09	44.2585	1 id.	44.2585
57.80	37.57	1 id.	37.57
87.09	56.6085	1 id.	56.6085
60.00	39.00	1 id.	39.00
31.60	20.54	5 id.	102.70
77.90	50.635	1 id.	50.635
72.90	47.385	2 id.	94.77
73.93	48.0545	2 id.	96.109
97.00	63.05	1 id.	63.05
66.96	43.524	1 id.	43.524
90.50	58.825	2 id.	117.65
70.10	45.565	1 id.	45.565
65.90	42.835	4 id.	171.34
67.00	43.55	1 id.	43.55
99.00	64.35	2 id.	128.70
169.00	109.85	1 id.	109.85
47.93	31.1545	1 id.	31.1545
45.09	29.3085	2 id.	58.617
40.69	26.4485	1 id.	26.4485
46.09	29.9585	1 id.	29.9585
43.00	27.95	1 id.	27.95
58.10	37.765	1 stuk	37.765
65.30	42.445	1 id.	42.445
70.001	45.50065	1 id.	45.50065
30.09	19.5585	9 id.	176.0265
23.69	15.3985	7 id.	107.7895
16.20	10.53	9 id.	94.77
11.25	7.3125	6 id.	43.875
15.00	9.75	4 id.	39.00
33.40	21.71	1 id.	21.71
37.00	24.05	1 id.	24.05
12.00	7.80	3 id.	23.40
12.10	7.865	2 id.	15.73
63.90	41.535	2 id.	83.07
40.00	26.00	1 id.	26.00
36.00	23.40	1 id.	23.40
37.20	24.18	2 id.	48.36
45.96	29.874	1 id.	29.874
25.30	16.445	14 id.	230.23
25.59	16.6335	29 id.	482.3715
20.00	13.00	3 id.	39.00
21.00	13.65	1 id.	13.65
21.10	13.715	1 id.	13.715
56.67	36.8355	1 id.	36.8355
-	-	-	-
38.93	25.3045	1 id.	25.3045
0.135	0.08775	690 id.	60.5475
1.362	0.8853	36 id.	31.8708
4.04	2.626	12 id.	31.512
3.80	2.47	15 id.	37.05

れ、その上、場合によっては、役職の剥奪をもって罰せられる。(下線部は筆者が付した)  
すなわち、出島商館職員には、「カンバン貿易が無くなったことで」補償金が与えられることになっていたのである。この補償金に関しては、厳重な取り決めがされていた。1835年4月14日付けの政庁決議第7条では以下のように規定された。<sup>(29)</sup>

第7に。日本商館職員の例年の日本での私貿易での独占権を放棄することに対する承認の負債として、その貿易がなくなることに對する補償金として以下のように支払われることを定める。

- 商館長に対して
  - ..... 6,000 グルデン
- 荷倉役、簿記役、筆者頭に対して
  - ..... 3,000 グルデン
- 三人の事務員補それぞれに対して
  - ..... 1,500 グルデン
- 荷倉掛下役に対して
  - ..... 500 グルデン
- 船長それぞれに対して
  - ..... 2,000 グルデン

それぞれの貿易年の終了後、バタヴィアの国の金庫において、銀貨で支払われることになる。そして、〔それは〕民間職員のための寡婦扶助基金と孤児救済基金のためという習慣的な割引のもとに〔支払われる〕。しかしながら、もしあらゆる禁じられた貿易をやめていないということが判明したなら、この支払は中止されるということを、了承しておかなければならない。

天保7年の場合、上記の規定に従って、1836年10月31日付けで表10のような補償金リストが出島商館長ニーマンによって作成されている。<sup>(30)</sup>そして、その後バタヴィアにおいて1836年12月22日付けで「合計14,000グルデンの銀貨で精算され」また、「合計700グルデンの銀貨が民間の寡婦扶助基金と孤児救済基金のために支払の際に差し引かれる」ことが決定している。なお、「民間の寡婦扶助基金と孤児救済基金への義援金」は年によって率が変わり、因みにこの制度がはじまった前年度(1835年度)は4%であった。<sup>(31)</sup>

また、船長(D.A. ドウ・ヨルグ)への補償金2,000グルデンに関しても、同日の日付けで書類が作成され、精算されているが、義援金の供出はされていない。<sup>(32)</sup>

いずれにせよ、この補償金制度は協荷貿易システムの改変によって生まれたものであり、バタヴィア政庁の支払のもと1837年以降も継続しておこなわれた。

おわりに

以上、本稿においては、天保6年(1835)からはじ

近世後期における賃借人の脇荷貿易について

〔商品番号〕		商 品 名	
(143)	id. id.	# 3	「三番時計鎖り」
(144)	id. id.	# 4	「四番時計鎖り」
(145)	id. id.	# 5	「五番時計鎖り」
(146)	halskettingen	# 1	「壹番首飾」 ネックレス一番
(147)	id.	# 2	「二番首飾」 ネックレス二番
(148)	id.	# 3	「三番首飾」 ネックレス三番
(149)	veeren		「〔未詳〕」ゼンマイ
(150)	verlakt leder		「塗皮」エナメル皮
(151)	horlogie ketting	# 6	「六番時計鎖り」
(152)	plakpapier	Nº 1	「壹番形紙」
(153)	id.	# 2	「二番形紙」
(154)	id.	# 3	「三番形紙」
(155)	stokken		「杖」
(156)	lampen		「火燈（燭臺）」ランプ
(157)	schilderij met klok		「時計付絵鏡カ」時計の付いたガラス絵カ
(158)	teelescoop	# 1	「壹番星目鏡」望遠鏡一番
(159)	id.	# 2	「二番星目鏡」望遠鏡二番
(160)	microscop	# 1	「壹番虫目鏡」顕微鏡一番
(161)	id.	# 2	「二番虫目鏡」顕微鏡二番
(162)	id.	# 3	「三番虫目鏡」顕微鏡三番
(163)	id.	# 4	「四番虫目鏡」顕微鏡四番
(164)	id.	# 5	「五番虫目鏡」顕微鏡五番
(165)	verrekijker met waterpas		「〔未詳〕遠目鏡」水準器付き望遠鏡
(166)	gebloemde zijde		「紋絹」花模様の子織物
(167)	geglansde id.		「〔未詳〕絹」光沢のある絹織物
(168)	rood damast		「紅紋羯山」赤色のダマスク織（絹織物）
(169)	gebloemd grijn bruin		「霽色形付ころふくれん」（毛織物）
(170)	id. id. donker purper		「濃紫形付ころふくれん」（毛織物）
(171)	id. id. zeegroen		「藍海松茶形付ころふくれん」（毛織物）
(172)	smalle saaij rood		「小幅緋サアイ」（毛織物）
(173)	id. id. ligt blaauw		「小幅千草色サアイ」（毛織物）
(174)	id. id. violet		「小幅桔梗色サアイ」（毛織物）
(175)	id. id. zwart		「小幅黒サアイ」（毛織物）
(176)	tiebet		「〔未詳〕」（染織カ）
(177)	saaij rood		「緋サアイ」（毛織物）
(178)	id. blaauw		「花色サアイ」（毛織物）
(179)	id. zeegroen		「藍海松茶サアイ」（毛織物）
(180)	tiebet	L <sup>u</sup> .I	「い〔未詳〕」（染織カ）
(181)	id.	L <sup>u</sup> .lo	「ろ〔未詳〕」（染織カ）
(182)	gestrept kemelshaar	L <sup>u</sup> .I	「いケイムルハール」縞模様のらくだの毛の織物符号い
(183)	id. id.	L <sup>u</sup> .lo	「ろケイムルハール」縞模様のらくだの毛の織物符号ろ
(184)	gebloemd katoen		「形付木綿」花模様の綿織物
(185)	geglansd id.		「〔未詳〕木綿」光沢のある綿織物
(186)	gestrept id.		「島木綿」縞模様の綿織物
(187)	pikee	L <sup>u</sup> .I	「いヒケイ」（絹織物）
(188)	id.	L <sup>u</sup> .lo	「ろヒケイ」（絹織物）
(189)	id.	L <sup>u</sup> .Ha	「はヒケイ」（絹織物）
(190)	pikee	L <sup>u</sup> .Ni	「にヒケイ」（絹織物）
(191)	witte hamans	L <sup>u</sup> .I	「い白金巾」（綿織物）
(192)	id. id.	L <sup>u</sup> .lo	「ろ白金巾」（綿織物）
(193)	taffachlassen verbeterd		「奥嶋」（綿織物）
(194)	id. id.	L <sup>u</sup> .I	「い奥嶋」（綿織物）
(195)	id. id.	L <sup>u</sup> .lo	「ろ奥嶋」（綿織物）
(196)	nicaniassen		「〔未詳〕」（綿織物カ）
(197)	baftassen		「バフタ」（綿織物）
(198)	rode doeken	L <sup>u</sup> .I	「い〔未詳〕」赤い布符号い（赤木綿カ）
(199)	id. id.	L <sup>u</sup> .lo	「ろ〔未詳〕」赤い布符号ろ（赤木綿カ）
(200)	rode hamans	L <sup>u</sup> .I	「い赤金巾」（綿織物）
(201)	id. id.	L <sup>u</sup> .lo	「ろ赤金巾」（綿織物）
(202)	korte bandjes		「腕ヅ」短い腕輪
(203)	ledere banden lang		「腕ヅ」長い皮の腕輪
(204)	id. id. kort		「腕ヅ」短い皮の腕輪
(205)	zoethout		「甘草」

出典：Nota van nadere afgeleverde Kambang Goederen. [Japan Portefeuille N<sup>o</sup>.34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A. 11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-12).

註・商品名の「 」内には、天保期前後の訳例より推測される名称を記している。



販売単価 (カンパニール)	税抜き後の単価 (カンパニール)	引き渡し数量	税抜き後の売上額 (カンパニール)
3.58	2.327	10 id.	23.27
3.40	2.21	6 id.	13.26
2.42	1.573	26 id.	40.898
			(83.5705カ)
9.89	6.4285	13 id.	83.57
6.20	4.03	20 id.	80.60
5.70	3.705	26 id.	96.33
2.69	1.7485	44 id.	76.934
6.90	4.485	12 vel	53.82
3.08	2.002	24 stuks	48.048
6.30	4.095	5 rol	20.475
1.93	1.2545	13 id.	16.3085
5.19	3.3735	4 id.	13.494
10.60	6.89	2 id.	13.78
34.80	22.62	2 paar	45.24
-	-	-	-
103.00	66.95	1 stuk	66.95
63.80	41.47	1 id.	41.47
70.001	45.50065	1 id.	45.50065
40.10	26.065	2 id.	52.13
25.50	16.575	1 id.	16.575
13.60	8.84	1 id.	8.84
	(5.265カ)		(5.265カ)
8.10	5.26	1 id.	5.26
85.80	55.77	1 id.	55.77
-	0.55	44 w. 1 d <sup>m</sup> .	24.255
-	0.80	2 lapjes	1.60
-	4.00	28 ikjes	112.00
-	3.00	26 id. 26 id.	78.78
-	3.00	26 id. 40 id.	79.20
-	3.00	25 id. 98 id.	77.94
-	2.00	26 id. 73 id.	53.46
-	2.00	54 id. 53 id.	109.06
-	2.00	26 id. 52 id.	53.04
-	1.80	54 id. 8 id.	97.344
-	4.00	30 id. 45 id. 1s.	121.804
-	2.20	26 id. 56 id.	58.432
-	2.20	25 id. 90 id.	56.98
-	2.20	26 id. 12 id.	57.464
-	4.00	14 id. 63 id.	58.52
-	3.50	4 id. 45 id.	15.575
-	0.55	180 id. 2 id.	99.11
-	0.55	182 id. 2 id.	100.155
-	12.00	24 stuks	288.00
-	12.00	24 id.	288.00
-	15.00	48 id.	720.00
-	0.400	247 w. 7½ d <sup>m</sup> .	109.10
-	0.400	146 id. 6 id.	58.64
-	0.400	65 id. 8 id.	26.32
-	0.400	75 w. 3½ d <sup>m</sup> .	30.14
-	6.50	43 stuks	279.50
-	4.50	201 id.	904.50
-	15.00	4 id.	60.00
-	15.00	55 id.	825.00
-	9.00	27 id.	243.00
-	20.00	28 id.	560.00
-	14.00	47 id.	658.00
-	4.00	10 id.	40.00
-	4.00	36 id.	144.00
-	14.00	32 id.	448.00
	(11.50カ)		
-	11.60	16 id.	184.00
2.50	1.625	11 stel	17.875
1.29	0.8385	6 id.	5.031
1.20	0.78	6 id.	4.68
-	-	3,720 kattj <sup>s</sup> .	1,116.00
			14,407.08365

まった賃借人による脇荷貿易について、翌天保7年にどのように継続しておこなわれていたのか、オランダ側・日本側両史料を検討し、その実態を考察した。前年度同様、天保7年の脇荷貿易はバタヴィアで賃借人と政庁との間で結ばれた契約に基づいておこなわれており、脇荷取引の売上額の増加をみていた。また、ウニコールの持ち渡りに象徴されるように賃借人の取引には前年度とは違った要素が見られるようになってきている。

賃借人による脇荷貿易がその後、如何なる変遷をたどったか、その実態については今後さらに多くのオランダ側史料・日本側史料を検討し、事例を積み重ねていくことにより、明らかになっていくものと考えられる。

註

- (1) 山脇悌二郎「脇荷貿易雑考」(箭内健次編『鎖国日本と国際交流』下巻、吉川弘文館、昭和63年)99頁参照。『続長崎鑑』(長崎学会叢書第7輯、昭和35年)23頁参照。
- (2) 山脇悌二郎「脇荷貿易雑考」参照、100頁。山脇氏は、阿蘭陀内通詞仲間の結成が許された寛文10年(1670)をもって脇荷貿易の公認とされている。(『通航一覽』第四、国書刊行会、大正2年、180頁参照。「花蛮交市治聞記」『長崎県史』史料編第四、吉川弘文館、昭和40年、278頁参照。)
- (3) 山脇悌二郎「脇荷貿易雑考」参照、102頁。J. A. van der Chijs., *Nederlandsch-Indisch Plakaatboek 1602 ~ 1811*, Tweede Deel, 's Hage, 1880. P.421.
- (4) オランダ船の脇荷貿易ならびにそこで取引された脇荷物に関しては、従来、関山直太郎「看板(Kambang)貿易考」(『経済史研究』第13巻第6号、昭和10年)・永積洋子「オランダ商館の脇荷貿易について—商館長メイランの設立した個人貿易協会(1826—1830年)—」(『日本歴史』第379号、昭和54年)・山脇悌二郎「脇荷貿易雑考」等の研究を挙げることができる。

また、筆者は既に「近世後期におけるオランダ船の脇荷物輸入について—文政9年(1826)を事例として—」(『鶴見大学紀要』第49号第4部、平成24年)・「幕末開国期における日蘭貿易—安政3年(1856)の本方荷物と脇荷物の取引—」(『鶴見大学紀要』第51号第4部、平成26年)・「幕末期におけるオランダ船の脇荷物輸入について—弘化4年(1847)を事例として—」(『鶴見大学紀要』第52号第4部、平成27年)・「幕末期における蘭船脇荷物輸入について—弘化3年(1846)を事例として—」(『鶴見大学紀要』第53号第4部、平成28年)・「幕末期における蘭船脇荷物輸入の基礎的研究—弘化2年(1845)を事例として—」(『文化財学雑誌』第12号、平成28年)・「賃借人の登場—近世後期におけるオランダ船脇荷貿易システムの改変とその実態

近世後期における賃借人の脇荷貿易について

表9 天保7年(1836)賃借代理人による輸出品

Goederen	Hoeveelheid	商 品	数 量	買入価額 (カンバンテール)
〔諸色売込人により〕				
door de compradoors				
aardepan	50 manden	〔土 鍋 〕	〔50 籠〕	240.0
medisein reist	20 kisten	〔薬 米 〕	〔20 箱〕	88.0
konomon	150 baljes	〔香 の 物 〕	〔150 樽〕	326.25
oemebosi	75 baljes	〔梅 の 干 物 〕	〔75 樽〕	95.625
miso	75 baljes	〔味 噌 〕	〔75 樽〕	115.5
besems	1,500 p. <sup>s</sup>	〔 筭 〕	〔1,500 本〕	450.0
stroodozen	50 kisten	〔 藁 製 の 箱 〕	〔50 箱〕	500.0
gekookte sjoja	100 balies	〔火 熱 した 醬 油 〕	〔100 樽〕	850.0
gekookte sjoja	50 kisten	〔火 熱 した 醬 油 〕	〔50 箱〕	600.0
sakie	30 kisten	〔 酒 〕	〔30 箱〕	450.0
pajongs	100 kisten	〔 日 傘 〕	〔100 箱〕	2,925.0
mandwerken	150 kisten	〔 籠 細 工 〕	〔150 箱〕	2,025.0
matten	60	〔 蓆 〕	〔60〕	108.0
vogeltjes en diertjes	12 kisten	〔 小 鳥 と 小 動 物 〕	〔12 箱〕	60.0
mantels van zijde	6	〔 絹 の 外 套 〕	〔6〕	192.0
kruiken	2,000	〔 瓶 〕	〔2,000〕	200.0
tsintsiau	10	〔 寒 天 〕	〔10〕	40.0
veere waaijers	50 kisten	〔 羽 の 扇 〕	〔50 箱〕	250.0
ronde waaijers / best /	100	〔 丸 い 扇 / 最 上 品 / 〕	〔100〕	17.0
schutsels	30	〔 屏 風 〕	〔30〕	540.0
grote lantaren van papier	10	〔 大 き い 紙 の カ ン テ ラ ( 提 灯 ) 〕	〔10〕	35.0
rottingen	76	〔 籐 の 杖 〕	〔76〕	266.0
matten	60	〔 蓆 〕	〔60〕	30.0
norimon	1	〔 乗 り 物 ( 駕 籠 ) 〕	〔1〕	70.0
thee huisjes	5	〔 茶 屋 ( 茶 壺 ) 〕	〔5〕	50.0
barkje	1	〔 小 さ い 帆 船 ( 模 型 ) 〕	〔1〕	50.0
snaren / groot /	2 kisten	〔 弦 / 大 / 〕	〔2 箱〕	7.6
snaren / klein /	3 kisten	〔 弦 / 小 / 〕	〔3 箱〕	1.35
bakkjes en borden	-	〔 籠 と 皿 〕	〔 - 〕	196.2
gedroogde samploen	50 kat. <sup>s</sup>	〔 未 詳 〕	〔50 斤〕	75.0
maakloon van dekens	-	〔 毛 布 の 仕 立 代 〕	〔 - 〕	77.6
kooijen met vogels	10	〔 鳥 付 き の 鳥 籠 〕	〔10〕	18.0
tabakdozen	106	〔 た ば こ 入 れ 〕	〔106〕	272.5
borstel	3	〔 刷 毛 〕	〔3〕	24.0
zijde deken	1	〔 絹 の 毛 布 〕	〔1〕	19.2
				〔11,264.825〕
〔漆器商ブエモンにより〕				
door de lakman Boeijemon				
ronde tafels	3	〔 丸 テ ー ブ ル 〕	〔3〕	150.0
ronde tafels / groot /	3	〔 丸 テ ー ブ ル / 大 / 〕	〔3〕	255.0
grote kasten	2	〔 大 箆 笥 〕	〔2〕	500.0
werktafels	4	〔 机 〕	〔4〕	120.0
grote omberdozen	6	〔 大 き い 絵 の 具 箱 ) 〕	〔6〕	90.0
grote juweeldozen	6	〔 大 き い 宝 石 箱 〕	〔6〕	72.0
naaij kisten 2 <sup>e</sup> soort	3	〔 裁 縫 箱 第 二 種 〕	〔3〕	54.0
naaij kisten 3 <sup>e</sup> soort	3	〔 裁 縫 箱 第 三 種 〕	〔3〕	39.0
vierkante thee dozen	10	〔 四 角 形 の 茶 箱 〕	〔10〕	50.0
juweeldozen	6	〔 宝 石 箱 〕	〔6〕	60.0
naaij kisten	12	〔 裁 縫 箱 〕	〔12〕	76.0
snuifdozen	15	〔 嗅 ぎ た ば こ 入 れ 〕	〔15〕	37.5
brood mandjes	10	〔 小 さ い パ ン 籠 〕	〔10〕	35.0
lepeldozen	30	〔 ス プ ー ン ケ ー ス 〕	〔30〕	90.0
inktkokers	10	〔 イ ン ク 壺 〕	〔10〕	35.0
grote omberdozen	10	〔 大 き い 絵 の 具 箱 ) 〕	〔10〕	130.0
naaijkisten 6 <sup>e</sup> soort	10	〔 裁 縫 箱 第 六 種 〕	〔10〕	40.0
naaijkisten 4 <sup>e</sup> soort	10	〔 裁 縫 箱 第 四 種 〕	〔10〕	50.0
naaijkisten 3 <sup>e</sup> soort	10	〔 裁 縫 箱 第 三 種 〕	〔10〕	85.0
naaijkisten 3 <sup>e</sup> soort met voet	10	〔 足 付 き の 裁 縫 箱 第 三 種 〕	〔10〕	120.0
naaijkisten 2 <sup>e</sup> soort	6	〔 裁 縫 箱 第 二 種 〕	〔6〕	108.0
brood mandjes	6	〔 小 さ い パ ン 籠 〕	〔6〕	28.0
vierkante thee dozen	10	〔 四 角 形 の 茶 箱 〕	〔10〕	50.0
ovale theedozen	10	〔 楕 円 形 の 茶 箱 〕	〔10〕	50.0
ovale schenk borden	3	〔 楕 円 形 の 皿 〕	〔3〕	105.0
grote inktkokers	10	〔 大 き い イ ン ク 壺 〕	〔10〕	50.0
werktafels	10	〔 机 〕	〔10〕	300.0
boek planken	25	〔 本 棚 〕	〔25〕	250.0
ovale bakjes	25	〔 楕 円 形 の 籠 〕	〔25〕	250.0
present dozen met bord	10	〔 盆 の 付 いた 供 応 箱 〕	〔10〕	135.0
lessenaren 3 <sup>e</sup> soort	5	〔 読 書 机 第 三 種 〕	〔5〕	65.0
tabakdozen	30	〔 た ば こ 入 れ 〕	〔30〕	150.0
snuifdozen	30	〔 嗅 ぎ た ば こ 入 れ 〕	〔30〕	75.0
sigardozen	10	〔 葉 巻 入 れ 〕	〔10〕	30.0
juweeldozen	10	〔 宝 石 箱 〕	〔10〕	100.0
orderdozen	5	〔 注 文 [ で 作 成 さ れ た ] 箱 ) 〕	〔5〕	50.0
naaijkisten 1 <sup>e</sup> soort / voor opperhoofd /	1	〔 裁 縫 箱 第 一 種 / 商 館 長 用 / 〕	〔1〕	22.0
naaijkisten 2 <sup>e</sup> soort / voor het zelve /	2	〔 裁 縫 箱 第 二 種 / 同 用 / 〕	〔2〕	36.0
naaijkisten 1 <sup>e</sup> soort / voor Vosman /	1	〔 裁 縫 箱 第 一 種 / フォスマン 用 / 〕	〔1〕	22.0
naaijkisten 3 <sup>e</sup> soort / voor Vosman /	1	〔 裁 縫 箱 第 五 種 / フォスマン 用 / 〕	〔1〕	4.0
lessenaar 3 <sup>e</sup> soort / voor Vosman /	1	〔 読 書 机 第 三 種 / フォスマン 用 / 〕	〔1〕	13.0
snuifdoos / voor Vosman /	1	〔 嗅 ぎ た ば こ 入 れ / フォスマン 用 / 〕	〔1〕	2.5
ronde tafel	4	〔 丸 テ ー ブ ル 〕	〔4〕	190.0
snuifdozen	135	〔 嗅 ぎ た ば こ 入 れ 〕	〔135〕	297.0
sigaal koker	26	〔 葉 巻 入 れ 〕	〔26〕	65.0

近世後期における賃借人の協荷貿易について

Goederen	Hoeveelheid	商 品	数 量	買入額 (カンパニール)
klein omberdozen	10	{ 小さい絵の具箱カ }	{ 10 }	85.0
tabakdoos met naam voor namen	1 -	{ 名前入りのたばこ入れ } { 名前を [ 入れる ] ため }	{ 1 } { - }	5.0 6.0
pienan doos / voor jong /	1	{ ピナンケース / 召使用 / }	{ 1 }	6.0
				4,638.0
door den ouden Sasaja		{ 大ササヤ (サヤの燻) により }		
schutsels van 8 bladen	5 kisten	{ 八曲の屏風 }	{ 5箱 }	90.0
schutsels van 6 bladen	5 kisten	{ 六曲の屏風 }	{ 5箱 }	60.0
schutsels klein	30 kisten	{ 小さい屏風 }	{ 30箱 }	270.0
besems	600 p. <sup>8</sup>	{ 箒 }	{ 600本 }	180.0
verlakte kist L. I	1	{ 漆箱 符号い }	{ 1 }	12.0
verlakte kist L. Lo	1	{ 漆箱 符号ろ }	{ 1 }	10.0
naaijkisten 6 <sup>o</sup> soort	10	{ 裁縫箱 第六種 }	{ 10 }	45.0
naaijkisten 5 <sup>o</sup> soort	10	{ 裁縫箱 第五種 }	{ 10 }	60.0
naaijkisten 3 <sup>o</sup> soort	10	{ 裁縫箱 第三種 }	{ 10 }	120.0
naaijkisten 2 <sup>o</sup> soort	6	{ 裁縫箱 第二種 }	{ 6 }	102.0
naaijkisten 1 <sup>o</sup> soort	8	{ 裁縫箱 第一種 }	{ 8 }	160.0
theedozen	30	{ 茶箱 }	{ 30 }	150.0
lepeldozen	25	{ スプーンケース }	{ 25 }	75.0
broodmandjes	10	{ 小パン籠 }	{ 10 }	35.0
borden	25	{ 皿 }	{ 25 }	250.0
kooijen met vogels	10	{ 鳥付きの鳥籠 }	{ 10 }	100.0
snuifdozen	40	{ 嗅ぎたばこ入れ }	{ 40 }	80.0
tabakdozen	40	{ たばこ入れ }	{ 40 }	200.0
beste tabakdozen	20	{ 最上のたばこ入れ }	{ 20 }	170.0
sichaaldozen	10	{ 葉巻入れ }	{ 10 }	30.0
sichaaldozen ovaal	18	{ 楕円形の葉巻入れ }	{ 18 }	63.0
knaap	1	{ ハンガー (衣桁カ) }	{ 1 }	25.0
omberdozen	6	{ 絵の具箱カ }	{ 6 }	60.0
orderdoos	1	{ 注文 [ で作成された ] 箱 }	{ 1 }	14.0
grote penandozen	10	{ 大ピナンケース }	{ 10 }	35.0
grote penandozen / best /	5	{ 大ピナンケース / 最上品 / }	{ 5 }	40.0
schutsels van acht bladen	55 kisten	{ 八曲屏風 }	{ 55箱 }	990.0
schutsel van zes bladen	40 kisten	{ 六曲屏風 }	{ 40箱 }	480.0
besems	250	{ 箒 }	{ 250 }	75.0
spiegels van 7 duim	160	{ [ 直径 ] 7ダイムの鏡 }	{ 160 }	480.0
kleine lepeldozen	25	{ 小スプーンケース }	{ 25 }	62.5
schutsel / best /	1 kist	{ 屏風 / 最上品 / }	{ 1箱 }	50.0
schutsel	5	{ 屏風 }	{ 5 }	60.0 <sup>※1</sup>
				4,573.5
door den jongen Sasaja		{ 小ササヤ (サヤの燻) により }		
grote ronde tafles	3	{ 大きい丸テーブル }	{ 3 }	255.0
ronde tafels	3	{ 丸テーブル }	{ 3 }	150.0
beste werktafels	4	{ 最上の机 }	{ 4 }	120.0
grote omberdozen	6	{ 大きい絵の具箱カ }	{ 6 }	90.0
lessenaren 2 <sup>o</sup> soort	3	{ 読書机 第二種 }	{ 3 }	54.0
lessenaren 3 <sup>o</sup> soort	3	{ 読書机 第三種 }	{ 3 }	39.0
theedozen	10	{ 茶箱 }	{ 10 }	50.0
naaijkisten	12	{ 裁縫箱 }	{ 12 }	76.0
snuifdozen	15	{ 嗅ぎたばこ入れ }	{ 15 }	37.5
broodmandjes	10	{ パン籠 }	{ 10 }	35.0
scheerdozen	6	{ 髭剃り道具箱 }	{ 6 }	60.0
grote omberdozen	10	{ 大きい絵の具箱カ }	{ 10 }	200.0
omberdozen / middelmatig groot /	10	{ 絵の具箱 / 普通の大きさ / }	{ 10 }	140.0
werktafels	6	{ 机 }	{ 6 }	210.0
inktkokers	10	{ インク壺 }	{ 10 }	35.0
naaijdozen N: 1	6	{ 裁縫箱 一番 }	{ 6 }	48.0
naaijdozen N: 2	6	{ 裁縫箱 二番 }	{ 6 }	72.0
naaijdozen N: 3	6	{ 裁縫箱 三番 }	{ 6 }	33.0
naaijdozen N: 4	6	{ 裁縫箱 四番 }	{ 6 }	27.0
naaijdozen N: 5	6	{ 裁縫箱 五番 }	{ 6 }	24.0
werktafels	10	{ 机 }	{ 10 }	300.0
presentdozen met bord	6 stel	{ 盆の付いた供応箱 }	{ 6セット }	141.0
grote lessenaren 1 <sup>o</sup> soort	6	{ 読書机 第一種 }	{ 6 }	168.0
grote lessenaren 2 <sup>o</sup> soort	6	{ 読書机 第二種 }	{ 6 }	108.0
grote lessenaren 3 <sup>o</sup> soort	5	{ 読書机 第三種 }	{ 5 }	65.0
snuifdozen N:1	6	{ 嗅ぎたばこ入れ 一番 }	{ 6 }	18.0
snuifdozen N:2	30	{ 嗅ぎたばこ入れ 二番 }	{ 30 }	75.0
vierkante tabakdozen	30	{ 四角形のたばこ入れ }	{ 30 }	150.0
juweeldozen	10	{ 宝石箱 }	{ 10 }	100.0
orderdozen	5	{ 注文 [ で作成された ] 箱 }	{ 5 }	50.0
knoopdozen	10	{ ボタンケース }	{ 10 }	50.0
beste tabakdozen	10	{ 最上のたばこ入れ }	{ 10 }	85.0
omberdozen	5	{ 絵の具箱カ }	{ 5 }	42.5
lepeldozen	25	{ スプーンケース }	{ 25 }	75.0
schenk bord	1	{ 供応皿 }	{ 1 }	40.0
ovale kleine borden	2	{ 楕円形の皿 }	{ 2 }	26.0
pinandoos	1	{ ピナンケース }	{ 1 }	15.0
tabakdoos L. I	1	{ たばこ入れ 符号い }	{ 1 }	8.0
tabakdoos L. Lo	1	{ たばこ入れ 符号ろ }	{ 1 }	6.0
tabakdoos L. Ha	1	{ たばこ入れ 符号は }	{ 1 }	5.0
tabakdoos L. Ni	1	{ たばこ入れ 符号に }	{ 1 }	6.0

近世後期における賃借人の脇荷貿易について

Goederen	Hoeveelheid	商 品	数 量	買入価額 (カンパ ンター)
tabakdoos N: Ho	1	〔 た ば こ 入 れ ほ 番 〕	〔 1〕	5.0
tabakdoos N: He	1	〔 た ば こ 入 れ へ 番 〕	〔 1〕	5.0
naaijkist met goudlak	1	〔 金 漆 の 裁 縫 箱 〕	〔 1〕	16.0
naaijkist met peerlemoer	1	〔 螺 鈿 細 工 の 裁 縫 箱 〕	〔 1〕	14.0
naaijkist met landschap	1	〔 風 景 画 の つ い た 裁 縫 箱 〕	〔 1〕	16.0
naaijkist	1	〔 裁 縫 箱 〕	〔 1〕	14.0
naaijkist	1	〔 裁 縫 箱 〕	〔 1〕	17.0
naaijkist	2	〔 裁 縫 箱 〕	〔 2〕	32.0
naaijkist	1	〔 裁 縫 箱 〕	〔 1〕	14.0
naaijkist 6 <sup>o</sup> soort	2	〔 裁 縫 箱 第 六 種 〕	〔 2〕	7.0
juweel doos	1	〔 宝 石 箱 〕	〔 1〕	11.0
werktafel best	1	〔 最 上 の 机 〕	〔 1〕	35.0
werktafel	1	〔 机 〕	〔 1〕	30.0
scheerdozen	4	〔 髭 剃 り 道 具 箱 〕	〔 4〕	100.0
tabakdozen	2	〔 た ば こ 入 れ 〕	〔 2〕	13.0
				3,618.0
door den porseleinman		〔磁器商により〕		
schenk bordes	9	〔 盆 〕	〔 9〕	76.5
zakij ketel	50	〔 燗 用 の や か ん 〕	〔 50〕	150.0
zakij ketel	x 50	〔 燗 用 の や か ん 〕	x 〔 50〕	x 100.0 <sup>*2</sup>
zakij bakje met bord	4	〔 皿 付 き 酒 椀 〕	〔 4〕	40.0
lessenaar / Japansch /	3	〔 読 書 机 / 日 本 製 / 〕	〔 3〕	54.0
bentos	14	〔 弁 当 箱 〕	〔 14〕	114.5
nacht spiegel	237 storouw	〔 お ま る 〕	〔 237 俵 〕	379.4
popetjes	100	〔 小 さ な 人 形 〕	〔 100〕	126.5
dekselkommen	50	〔 蓋 付 き 椀 〕	〔 50〕	100.0
bakje met deksel / soeimonowan /	90	〔 蓋 付 き 椀 / 吸 い 物 椀 / 〕	〔 90〕	58.0
ronde bakjes	10 kist of 100 p <sup>o</sup> .	〔 丸 椀 〕	〔 10 箱 〔 ず ち 100 個 〕 〕	30.0
waaijer	300	〔 扇 〕	〔 300〕	60.0
ziubakos	x 10 stel	〔 重 箱 〕	x 〔 10 セ ッ ト 〕	x 59.0 <sup>*3</sup>
ziubakos	10	〔 重 箱 〕	〔 10〕	25.0
ronde tabak doosen	200	〔 丸 い た ば こ 入 れ 〕	〔 200〕	50.0
zonne pajong	x 500	〔 日 傘 〕	x 〔 500〕	x 300.0 <sup>*4</sup>
bentos bruin	10	〔 茶 色 の 弁 当 箱 〕	〔 10〕	50.0
Sioja en zakij kruiken	37½ strouw of 1,125 p <sup>o</sup> .	〔 醬 油 と 酒 瓶 〕	〔 37½ 俵 〔 ず ち 1,125 個 〕 〕	112.5
mativaan 1 <sup>o</sup> soort	162	〔 壺 第 一 種 〕	〔 162〕	810.0
mativaan 2 <sup>o</sup> soort	58	〔 壺 第 二 種 〕	〔 58〕	203.0
mativaan 3 <sup>o</sup> soort	80	〔 壺 第 三 種 〕	〔 80〕	200.0
porselein bentos / voor jong /	4	〔 磁 器 の 弁 当 箱 / 召 使 用 / 〕	〔 4〕	4.0
porselein bentos / voor jong /	2	〔 磁 器 の 弁 当 箱 / 召 使 用 / 〕	〔 2〕	1.5
				3,103.9
				(-) 400.0
				2,703.9
door den koperman		〔銅器商により〕		
metalen pan	15 stellen	〔 金 属 製 鍋 〕	〔 15 セ ッ ト 〕	90.0
ijzeren ketels	30	〔 鉄 製 の や か ん 〕	〔 30〕	90.0
koperwerk / gogoesok /	3 stellen	〔 銅 製 品 / 〔 未 詳 〕 / 〕	〔 3 セ ッ ト 〕	50.0
metalen reukvaas	1	〔 金 属 製 香 盒 〕	〔 1〕	15.0
koper pan	1 stel	〔 銅 の 鍋 〕	〔 1 セ ッ ト 〕	8.0
vuur test	2 stellen	〔 火 鉢 〕	〔 2 セ ッ ト 〕	6.4
				259.4
door den stofman Fakoeja		〔反物商ハクヤにより〕		
kabajen	120	〔 着 物 〕	〔 120〕	1,380.0
gestreepte zijde	42 dubbelde stuks	〔 縞 綿 〕	〔 42 反 倍 幅 〕	525.0
banden van krep	100	〔 縮 地 綿 布 〕	〔 100〕	300.0
zijde	43 dubbelde stuks en	〔 絹 織 物 〕	〔 43 反 倍 幅 と 206 反 単 一 幅 〕	1,752.0
krep gekleurd	206 enkelde stuks	〔 色 縮 緬 〕	〔 60 反 倍 幅 と 47 反 単 一 幅 〕	1,485.5
gestreepte krep	12 dubbelde stuks	〔 縞 縮 緬 〕	〔 12 反 倍 幅 〕	258.0
goro / zijde stof /	3 rollen	〔 ご ろ / 絹 織 物 / 〕	〔 3 巻 〕	67.5
monpa	95 stuks	〔 も ん 〕	〔 95 着 〕	285.0
gestreepte zijde	8 dubbelde stuks	〔 縞 綿 〕	〔 8 反 倍 幅 〕	68.0
gestreepte zijde	18 enkelde stuks	〔 縞 綿 〕	〔 18 反 単 一 幅 〕	162.0
gestreepte zijde	3 enkelde stuks	〔 縞 綿 〕	〔 3 反 単 一 幅 〕	27.0
witte zijde of / woejeda /	1 enkelde stuk	〔 白 絹 す な わ ち / 上 田 / 〕	〔 1 反 単 一 幅 〕	10.0
kabajen van gestreepte zijde	6	〔 縞 綿 の 着 物 〕	〔 6〕	90.0
naaij zij	1 kat.	〔 縫 い 糸 〕	〔 1 斤 〕	14.0
dekens	20	〔 毛 布 〕	〔 20〕	300.0
kabajen	75	〔 着 物 〕	〔 75〕	862.5
				7,586.5
			〔合計〕	34,644.125

出典・Lijst der goederen, die aan den Nederlandschen kambang commissaris door de leveranciers afgeleverd zijn. [Japan Portefeuille N<sup>o</sup> 34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A. 11810). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-12).

註・id, d<sup>o</sup>, // (=同) はそれに相当する商品名、単位を記した。

・※1・※2・※4は、削除された商品と考えられる。

・※3は、×印はついていないが、小計額より推測して削除されなかった商品と考えられる。



表 10 1836 年度の出島商館職員に対する補償金

名 前	職 務	補償金の合計 (グ*ル*デ*ン)	民間の寡婦扶助基金 と孤児救済基金への 5%の義援金 (グ*ル*デ*ン)	受取額 (グ*ル*デ*ン)
J. E. Niemann J. E. ニーマン	Opperhoofd 商館長	6,000.-	300.-	5,700.-
C. H. de Villeneuve C. H. ド*ウ*・フィルニューヴェ	Pakhuism <sup>r</sup> , boekhouder en Scriba 荷倉役、簿記役、筆者頭	3,000.-	150.-	2,850.-
C. Depmer Jansz. C. デ*ッ*メル・ヤンズ*オン	adsistent 商務員補	1,500.-	75.-	1,425.-
J. M. Wolff J. M. ウォルフ	Idem 同	1,500.-	75.-	1,425.-
J. L. C. A. Gronovius J.L.C.A. グ*ロ*ヴ*イ*ウス	Idem 同	1,500.-	75.-	1,425.-
L. Vermande L. フェルマント	Pakhuisknecht 荷倉掛下役	500.-	25.-	475.-
		14,000.-	700.-	13,300.-

出典： Staat der indemniteiten voor het gemis van den particulieren handel, komende aan de ondervolgende ambtenaren der Nederlandsche Factorij te Desima, overeenkomstig het bepaalde bij art: 7 van de Resolutie der Regering, dd: 14 April 1835, N<sup>o</sup>. 1. [Japan Portefeuille N<sup>o</sup> 34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A. 11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-13).

- 一 (『洋学』第 23 号、平成 28 年)・「江戸時代後期における出島貿易品の基礎的研究—天保 15 年 (1844) を事例として—」(『鶴見大学紀要』第 54 号第 4 部、平成 29 年)・「幕末期におけるオランダ船脇荷物輸入の基礎的研究—嘉永元年 (1848) を事例として—」(『鶴見大学紀要』第 54 号第 4 部、平成 29 年) を発表し、近世後期、特に 19 世紀に入ってからの日蘭貿易における脇荷物輸入を中心とした調査研究に取り組んでいる。
- (5) 永積洋子「オランダ商館の脇荷貿易について—商館長メイランの設立した個人貿易協会 (1826 — 1830 年) —」参照。
- (6) Kontrakt onder nadere goedkeuring der Regering gesloten tusschen den Directeur van 's lands Producten en Civiele Magasijnen namens het Gouvernement en de Kooplieden S: van Basel Toelaer en C<sup>o</sup> krachtens de autorisatie verleend bij Resolutie van den 23<sup>e</sup> Meij 1835 N<sup>o</sup> 1. [Japan Portefeuille N<sup>o</sup> 33. 1835] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1456(K.A.11809). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-3).
- (7) Kontrakt onder nadere goed keuring der Regering gesloten tusschen den directeur van 's Lands Producten en Civiele Magazijnen namens het Gouvernement en de kooplieden Gevers en van Braam: krachtens de autorisatie verleend bij Resolutie van den 26 Junij 1835 N<sup>o</sup> 19. [Japan Portefeuille N<sup>o</sup> 34. 1836] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1457(K.A.11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-13).
- (8) De ondergetekenden, pachters van den Japanschen particulieren handel, verklaren mitsdezen per het schip Marij en Hillegonda te hebben uitgevoerd de ondervolgende goederen. [Japan Portefeuille N<sup>o</sup> 34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457(K.A. 11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-13).
- (9) 「崎陽齋来目録」五 (早稲田大学図書館所蔵)。
- (10) [Japan Portefeuille N<sup>o</sup> 34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457(K.A. 11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-13).
- (11) De ondergeteekende wenscht de onderstaande artikelen, uit zijn meede gebrachte factuur buiten kambang van de hand te zetten. [Japan Portefeuille N<sup>o</sup> 34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457(K.A. 11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-13).
- (12) 拙稿「賃借人の登場—近世後期におけるオランダ船脇荷貿易システムの改変とその実態—」(『洋学』第 23 号、平成 28 年) 10 ~ 16 頁参照。
- (13) Nota van afgeleverde Kambang Goederen. [Japan Portefeuille N<sup>o</sup> 34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457(K.A. 11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-12).
- (14) Nota van nadere afgeleverde Kambang Goederen. [Japan Portefeuille N<sup>o</sup> 34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A. 11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-12).
- (15) 註 (12) 参照、16 ~ 20 頁。
- (16) Calculatieve aantooning van het resultaat dat de Kambanghandel dit jaar voor den pachter opgeleverd heeft. [Japan Portefeuille N<sup>o</sup> 35. 1837] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1458 (K.A. 11811). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-86-12).

## 近世後期における賃借人の脇荷貿易について

- (17) 本稿においては、当時のグルデン (gulden) とカンバンテール (kambang theil) との換算を用いて、1 カンバンテール = 1.6 グルデンでおこなっている。
- (18) Lijst der goederen, die aan den Nederlandschen kambang commissaris door de leveranciers afgeleverd zijn. [Japan Portefeuille N° 34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A. 11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-12). の裏表紙には、Totaal van den uitvoer T.55,802.853 daar onder begrepen T.12,914 aan krippe en zijde stoffen aan de zaak bezorgers, beneven T.4,161 aan kripzeil : linne. (輸出品の総額 55,802.853 [カンバン] テール、この中には、[業者の] 代理人へ [支払う] 縮緬と絹織物 12,914 [カンバン] テールと、さらに縮緬地の帆布、すなわちリネン 4,161 [カンバン] テールが含まれている。) と記されている。
- (19) Lijst der goederen, die aan den Nederlandschen kambang commissaris door de leveranciers afgeleverd zijn. [Japan Portefeuille N° 34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A. 11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-12).
- (20) 註 (16) 参照。
- (21) 拙著『日蘭貿易の構造と展開』（吉川弘文館、平成 21 年）141～177 頁参照。
- (22) Factuur 1837. [Japan Portefeuille N° 35. 1837] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1458 (K.A. 11811). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-86-24).
- (23) 本稿においては、当時の斤、ポンド (pond, lb.)、ネーデルランセポンド (Ned. lb.) の換算を用いて、100 斤 = 120.875 ポンド = 59.72 ネーデルランセポンドでおこなっている。なお、本稿でのポンドはアムステルダムセポンド (Amst. lb.) をさす。
- (24) Factuur 1835. [Japan Portefeuille N° 33. 1835] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1456 (K.A. 11809). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-10).
- (25) Bijlaag 3. Lijst der eisch goederen van A° 1835. [Japan Portefeuille N° 33. 1835] MS. N.A. Japans Archief, nr. 1456 (K.A. 11809). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-6).
- (26) Factuur 1836. [Japan Portefeuille N° 34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A. 11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-86-2).
- (27) Proces Verbaal. [Japan Portefeuille N° 34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A. 11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-86-6).
- (28) Lijst der eisch goederen van A° 1836. [Japan Portefeuille N° 34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A. 11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-86-5).
- (29) Extract uit het Register der Resolutien van den Gouverneur Generaal ad interim van Nederlandsch Indië in Rade. [Japan Portefeuille N° 33. 1835] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1456 (K.A. 11809). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-3).
- (30) Staat der indemniteiten voor het gemis van den particulieren handel, komende aan de ondervolgende ambtenaren der Nederlandsche Factorij te Desima, overeenkomstig het bepaalde bij art: 7 van de Resolutie der Regering, dd: 14 April 1835, N° 1. [Japan Portefeuille N° 34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A. 11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-13).
- (31) Staat der indemniteiten voor het gemis van den particulieren handel, komende aan de ondervolgende ambtenaren der Nederlandsche Factorij te Desima, overeenkomstig het bepaalde bij art: 7 van de Resolutie der Regering, dd: 14 April 1835, N° 1. [Japan Portefeuille N° 33. 1835] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1456 (K.A. 11809). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-1).
- (32) Indemniteit voor het gemis van den particulieren handel, komende aan de gezagvoerder van het schip Marij en Hillegonda krachtens art: 7 van de resolutie der Regering dd: 14 April 1835, N° 1. [Japan Portefeuille N° 34. 1836] MS.N.A. Japans Archief, nr. 1457 (K.A. 11810). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-85-13).

### [付記 1]

本稿のオランダ語表記については、東京大学史料編纂所共同研究員イサベル・田中・ファンダーレン氏に校閲頂きました。記して深甚なる謝意を表します。

### [付記 2]

本稿は、JSPS 科研費 17K03110 の助成を受けたものです。